

第36回平成23年3月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成23年3月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時02分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員(1名)

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

本日より3日間、一般質問をお願いをしたいというふうに思います。

報告しておきます。小林庸夫議員から欠席の届けが参っておりますので、ご報告を申し上げます。

なお、一般質問を行うわけですが、今回、小林議員と私を除いて、あと全員の方から通告をいただいております。3日間にわたる質疑になりますけれども、皆さん方には簡単明瞭に、質疑、答弁ともお願いをいたしますとともに、時間内での、私のほうからとめなくてもいいような、質問をとめると、町民の皆さんから何でとめるんだという苦情も参ってまいりますので、できるだけとめなくてもいいような質疑応答をお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めたいと思っております。

日程第1 一般質問を行います。16人の議員から質問の通告がありましたので、通告順に、順次質問を行います。

まず、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田議員。

12番(多田正成) 皆さん、おはようございます。

今定例会も、いよいよきょうから一般質問に入らせていただきたいと思いますけれども、議長の報告にもありましたように、多くの皆さんから質問が出されているようであります。その一番バッターをいただきまして、早速させていただきますと思います。

さて、時のたつのは早いもので、当町が誕生して6年目を迎え、今回は23年度の予算審議議会となりました。安全で安心なまちづくりと、町民の暮らしを守り育てる、大切な予算審議であります。

行政は、10年間の総合計画、前期5カ年の計画に基づき、また町長の掲げられるマニフェストをもとに、3カ年のローリング方式による見直しをかけながら、行政施策を一年一年進めていただいております。

20年度からは、22年度にかけて全町を結ぶ光ファイバーによるIT情報化、CATV事業、FM告知放送など、町民の一体化の図れる大きな事業にも取り組んでいただきました。

また、加悦町時代の住宅改修事業も、当町で取り上げていただき、全町に広げていただき、大きな経済効果も見込めました。

ほかには、各諸団体等の事業、イベントなど、一体化が図られ、そのために旧町間の意識も徐々に薄れ、岩滝、野田川、加悦と同じ町の人として親近感も出てまいりました。

また、町が拡大し、意識の高揚と地域のイメージアップも図られ、このことも合併した大きな意義だと思っております。

しかしながら、一方では、役場へ行くのも分庁舎の各課の分散により戸惑い、1カ所で用の済

ませれない庁舎への移動、小さなお子さんを連れての予防接種など、移動範囲の拡大、各区の要望事項のおくれ、行政サービスの低下など、デメリットも町民の声として多く聞かれます。

このことも、事実として真摯に受けとめなければなりません。今回の平成大合併は、昔のように小さな区や村の発展的合併とは異なり、成熟した国民生活と、バブル崩壊後の日本経済の悪化が、今の国会の混乱を引き起こしています。

戦後、我が国が成長、成熟した中で、国の各省庁が予算の最大化を争い、各部局ごとに事業あるいは施策を思い思いにやってきたその結果、気がつけば膨大な借金を抱えてしまいました。我が国の財源不足も引き起こしてしまったのではないのでしょうか。それでもまだ、改革も進まず、制度の見直しもできずに、国債や国税の依存型戦略ばかりが目立っております。

そういったことから、国は地方分権を訴え、合併特例債をあれこれ、市町村合併を推奨してきました。単純な表現ですが、財源がないから、特例債の使える間に近隣の町同士が一緒になって、自治体の自力体制づくりをしてくださいとのシグナルだと、私は思っています。

そうだとしたら、今後の地方財政はますます厳しく、自力責任が強く求められる時代になってきます。それでなくても、少子化によって経済を支える現役世代の減少、景気低迷の税減収、高齢化による社会保障の拡大など、財源が不足する要素ばかりで、大変、心配しておりますが、これは本当に他人事ではありません。当町も同じ現象だと思います。もちろん私たち町民にも責任があり、国民を代表する国会議員、あるいは地方自治でいえば、チェック機関の私たち議員が、すべてを追認してきた結果であると、私は思っております。一日も早い改善が必要と考えられます。当町でも、合併から6年目を迎えたが、以前の旧三町を合わせただけの延長運営にしか思えません。もしそうだとすれば、旧町のままでよかったとの話になりかねない。

それぞれの長い歴史の中で培ってきた旧三町の意識、財産、財政、施策の違いの中で、合併拡大した町の体制づくりはなかなか困難かと思いますが、しかし合併した以上、課せられた課題、本庁舎の統合、幼保、小・中学校の適正規模配置、施設、物件の見直し、補助、負担、分担金など、制度の見直し、もちろん人件費の削減は当然のこと、目に見える設計が必要であります。

過去5年間のさまざまな経験と検証をもとに、統合されるべきは統合させ、切るべきは切るといった真の一体化設計を、6年を迎えた今、優先課題として取り上げるべきではと考えます。真の改革が優先されてこそ、将来の与謝野町が描けるのではないのでしょうか。

先月の2月22日に第一次総合計画の23年度から25年度の実施計画が提示され、審議会が開催されておりましたが、まず優先課題を議論されるべきだと思いますが、審議会の内容はいかがだったでしょうか。

私たちが生活する上での大切な総合計画施策は当然必要ですし、ベンチマークの確認も必要ですが、合併した以上、我が町は近い将来、こうなるといった設計が見えてこそ、合併してよかったと感じるのではないのでしょうか。

時代の流れは早く、時は待ってくれません。町長の強いリーダーシップによって、迅速な対応が必要だと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

そんな思いから、議会のほうも、今田、糸井正副委員長を先頭に、議会活性化委員会を立ち上げ、井田議長の「合併してよかったといえるまちづくりをしよう」との強いご意思とご指導のもとに、議会改革に、現在、取り組み始めたところであります。

町民の皆さんにも、アンケート調査にご協力いただき、厳しいご批判やご意見、激励もお寄せいただきました。私たちも、謙虚に受けとめ、議会のあり方を考え直し、町民のために施策効果の出せる議会の仕組みを考えなければなりません。

行政も、長年培われた確固たるものはあると思いますが、いま一度、行政運営を考え直す必要があることを、まず認識していただきたいと思います。町民は、現状を夢見ているわけではありません。町民の方が、行政や議会に期待されることは、金を使って行政運営、事業、あるいは議会で議論されているのではなく、やったことの結果が町民のためになっているかということが一番大切だと思います。つまり、町民へのアウトカムが重要であります。

さて、前置きが長くなりましたが、本題の質問に入らせていただきます。

まず、合併前の旧三町の財政規模と新町の財政規模の経常収支比率、財政力指数、起債比率などを比較をしながら、合併効果がどのように出せているのか。また、町民のために合併効果がどう出せるのかをお尋ねしたいと思います。

一つ目に、合併によるスケールメリットが、財政効果として出ているのか。

二つ目に、合併によって、経常経費の削減された財源がどう生かされているのか。合併によって、行政サービスの向上が図られているのか。

以上、合併効果をお尋ねして、今後、どのように考えておられるのか、町長のご所見をお尋ねして、1回目の質問とさせていただきます。ご答弁のほど、よろしく願いをいたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。本日の受付ナンバー1番の多田議員のご質問の、合併6年目を迎え、合併効果を問うにつきまして、お答えをしたいというふうに思います。

合併財政効果、あるいは経常経費の削減、住民のサービスの課題のこの3点につきましてのご質問でございますが、一括してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、一般会計の決算規模から見る合併前と合併後の比較について、申し上げたいと思います。

合併前の平成17年度は、合併準備経費等の執行により、決算規模が大幅に増額となっておりますので、その1年前の平成16年度決算額で申し上げますと、3兆を合わせた決算額は、約116億円でございます。合併後は、平成18年度が約106億円、19年度が約103億円、20年度が約100億円と減少しております。なお、平成21年度以降は、国の経済対策やCATV拡張事業などの特殊要因により、大幅に増額、また増額見込みとなっておりますが、今、申し上げました3年度は、合併前と比較いたしますと、おおむね10億円から15億円減少いたしております。

これは、三つの町が、それぞれ取り組んでまいりました各種施策を一本化することによりまして、効率的に実施できるものや、議員定数の削減や、職員数の削減などに象徴されるように、人件費の減額などが非常に大きく、合併財政効果は大きなものがあつたと考えております。

一方、町では、平成19年度に行政改革大綱を策定し、平成20年度から24年度までの5年間で第1次の行政改革期間と定めております。削減目標を20億円と設定して、経常経費の削減を図りながら、住民ニーズに対応した政策的経費の確保、新たな住民サービスへの転換を図って

きたところでございます。

平成21年度決算における行革効果額を見てみますと、目標が2億7,800万円であるのに対して、2億8,100万円の実績となっており、また、そのほとんどが経常経費の削減によるものでございます。

行革は、まずは内部経費からとの考え方に立ち、職員人件費のカットなどを実施し、住民の方々に痛みが伴う公共料金の値上げなどは、極力、避けてきたところでございます。

しかしながら、今後の目標額の達成には、庁舎を含む施設の統廃合など、大変大きな課題を進めていく必要があります、議会や住民の皆さんとともに知恵を絞り、創意工夫を図りながら、効果を上げていくことが求められております。

先ほども行革について、若干申し上げましたが、行革の最大の目的は、削減した効果を、その時代に即した新たな住民サービスにつなげることにあるというふうに考えております。私は、予算編成方針で、毎回のように、スクラップ・アンド・ビルドの考え方により、各種施策の廃止や、見直しを行い、それらで削減した財源を新たな施策に振り向けるよう、指示いたしております。

合併して5年が経過し、交付税の算定特例もあと5年となり、平成28年度から段階的に削減されます。そして、平成33年度には、10億円を超える交付税の削減が予想されております。

この額に見合う経常的経費の削減を図ることは、内部改善だけでは、到底、できるものではなく、行政経費の抜本的見直しが必要になるというふうに考えます。住民サービスにつきましても、聖域はなく、削減が必要になるというふうに考えますが、総合計画に掲げます自助、共助、商助、公助を基本的な姿勢とし、住民サービスの低下を最小限に防ぐ工夫を凝らしながら、取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

例えば、施設の統廃合により、距離は遠くなっても、その施設で行うサービス内容は充実させるなど、そうした創意工夫が必要でございます。さまざまな分野で、多くの住民サービスの課題があることは事実でございます。今、申し上げました点を十分考慮しながら、課題の克服に努めてまいり所存でございますので、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ご答弁いただきました。三町を一つにして、三町を引き継いで、与謝野町となりました。その財源といいますか、基準財政といいますか、そういった財政規模は三町を一つにただけで、財政規模はそんなに変わらないと思いますけれども、今後の交付税の削減や、財政規模はほとんど変わってないだろうなというふうに思うんですが。

その削減が、合併した削減が、私は一番大きな問題だろうなというふうに思いまして。経常経費が、思い切って削減されないと、三町を一つにした合併にならない、効果が出ないというふうに思ってますが、先ほど、町長も9億から10億ぐらいな削減ができています。人件費がその中で大きいと。確かに職員さんも多く減りましたし、議会も各町に十何人おられて、40数名おられた中が18名に、合併してなりました。

そういったことから、大きな財源は削減できていると思いますけれども、私は、その合併した効果というのは、何かなということを考えておまして、今回、一般質問をさせていただこうと思っさせてもらったんですが、朝起きて新聞を広げましたら、京都新聞に、ちょうどその合併

効果のアンケート調査を取られていまして、この北部のほうで、23%が満足していると。それから、不満が76%と。

この不満は何だろうなというのは、そこを考えたときに、やはり合併した施策の優先順位が少し違うのではないかなというふうに思っています。町長は、その合併した優先順位は何だと思っておられますか、お尋ねいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一番初めに、多田議員がおっしゃいました、延長運営をずっとしてきているのではないかとごさいますけれども、それにつきましては、まだINGと言いますか、合併している、始まったばかりでございまして、そうした中で取り組むべき施策の優先順位というのが当然あるかと思ひますし、それによる合併効果といひますか、財政的な面での効果も、一応、財政規模は同じだとは思ひておりません。

先ほど申し上げましたように、非常に財政規模というのは、だんだん小さくなってきております。そうした中で、効果をどれぐらい引き上げていくかということが、まず問題ですけれども、その優先順位の中で考えておりますのは、皆さんに住民サービスを低下させることなく、まず身内の中で、内部でできることの中で、削減できる方法を考えていくということが、まず基本にごさいます。そうした中で、人件費の削減、あるいは給与の削減、定数の見直し等々を行ってきたわけでごさいます。

しかし、これがすべて、これで行革を進めながら、皆さんの住民サービスをどうしていくか、要望をどうこたえていくかということにつきましては、大きな優先順位を掲げております。ですから、出ていくほうにつきましては、できるだけ、入ってくるものが少ないわけですから、出ていく中で、無駄のないように、我々の内部の中で、削減できることをまず考え、そして住民の皆さんにとって、そうしたことを一番感じてもらえるものは何かということ、まずは一体感の醸成が必要だというふうなことで、CATVに取り組んでいかせていただいたり、その削減して生まれたものから、住民の皆さんの要望に当ててきたという、まだその途中でございまして。

おっしゃるように、優先順位がどうだったかということについては、私は決して間違いではなかったと思ひますし、これからいよいよ、住民の皆さんにも痛みを分かち合わなければならない部分というのは、当然、出てくると思ひますが、それらについても、少しでもその痛みが大きくならないような工夫というものが、やはりこれは我々行政もですし、議会の議員の皆さんも、そうした中での知恵を、お互いに出し、住民の皆さんに説明をしていく、納得をしていただくという、そういう手順が必要になってこようかと思ひます。

それには、一遍にあしたからこうしますというわけにはいかない。その準備は着々と進めておりますけれども、それらをやはり固めた時点で、住民の皆さんに投げかけていく。その中で改善できるものは改善していくという、そういう工程が非常に大事だろうというふうに思ひます。数字の上で図れるだけで、割り切って考えるというものではないですし、それぞれの住民の皆さんの思いや、あるいは将来に向けての夢や、あるいは行政が抱えております、こうした非常に厳しい状況を理解していただく、そういう場というものを、やはり積み重ねて、初めてそれが成り立つものだというふうに思ひますので、それらについては、今後、十分に進めていきたいと思ひますし、それに向けての、今、準備を着々と進めているところでございまして。

議長 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。

町長のおっしゃっていることは、当然、必要なことだし、今、一生懸命、削減に向けて準備をいただいていると思うんですが、私は、その内部の削減も当然なんですけれども、合併した効果というのは、やはり昔を思い出してもらったらわかるんですが、各町に役場もあり、町民グラウンドもあり、中央公民館もあり、それが三つを一緒にしますと、すべて三つずつあって、昔の町のままで、何の財源の削減にもなりません。

やはり、僕は、そういったあたりが町民の、合併して何だというところの不満に入るのかなというふうに思ってます、各町に必ず、町民グラウンドあるいは庁舎、あるいは中央公民館、図書館というものが、各町にそれぞれあるんですが、三つのままと一緒にただけですね。そういったあたりの統合、整理の設計が、まだ出てこないのが、一番大きな問題点ではないかなというふうに思ってます。

私がなぜ6年目を迎えたといいますと、やはりこの5年間のこの合併したさまざまな経験を生かして、今、6年目にして、初めてこんな計画でおるんですけど、どうですかという、その町長のトップダウンの設計が出てきて、初めてそれぞれ町民が交わって、議論をしていくという体制づくりが必要ではないかなというふうに思ってます、多分、それはいろんなところで、いろんな作業をされていると思いますが、もうここら辺で出てきて、そこから議論が始まらないと、私は順位が少し、その削減に努力しておられるということは、十分わかるんですし、現にやっておられるんですけども、そういったあたりをどうしていくんだということを、真剣の住民を含めた議論が必要ではないかなというふうに思います。

先日も、委員会をしております。その少子化の問題、高齢化の問題が出ておりました。赤松議員も、加悦中の改築に、どうせやるなら広いところで、私も当然、そう思います。ですけれども、教育長から返ってきたのが、そこまですると、今度は少子化の問題や、いろんな問題があるということで、全く意見がかみ合わない。もうここらで、その少子化、少子高齢化も含めた中で、学校問題をどうするんだ、小学校問題をどうするんだ、現に耐震もせんなん、建て直さんなんという状態が、今、起きているわけですから、まずそういった人口の、人口というのか、少子高齢化の観点から考えながら、学校の問題もどうしていくんだということが、もうここ6年目にして、少し見えてこない、私はちょっと違うんじゃないかなと。これでは、僕は絶対に、国からの交付税の削減や、いろんなことで、だんだんだんだん詰まってきて、ただ行政の内部の削減で、縮小した町になる。

私は、そこで合併特例債というもののあり方が、このアンケートにも出て、非常に注目しとるんですが、私も同じように思って、特例債の考え方が違うんじゃないかなというふうに思ってます、町長はその特例債の考え方をどのように思っておられるのでしょうか。

議長 長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ちょっとご質問が飛びまして、絞りきれないんですけども。

決して、今、行ってますのが、今後のいろいろな面での削減について、全く内部だけで、ほかのことは考えずにやっているんだということではなしに、それは当然、そちらへ向けていくための、一番初めの手順であって、今後については、当然ながら、マニフェストにも挙げてますよう

に、やはりこのままの組織体系ではだめだ。そのためには、庁舎も一本化していかなければならない。それに伴ってくる住民の方々のサービス低下をどうするのかというようなことも含めて、財政も含めて、今、内部で検討をしております。

ですから、それらを、もうすぐ皆さん方にお示ししていけるとお思いますので、それからやはり、議論を始めていく必要があるかとお思いますし、当然、学校、保育所等の問題も、同じようなことが言えるとお思います。

学校等につきましては、確かに時間的に限られた中でのあれですけれども、それは十分、財政を見ながら、あるいは財政的な、先ほど言われた合併特例債が切れるころまでに、やはり一定の方向性を出す必要がありますし、そのためには、それに向けた一定の財源確保もしていかなければならないとお思いますけれども、将来的な図というのは、ある程度、描かれておりますので、それらを具体的に皆さんにお示した中で、議論していくには、もうそうしたときが来ているというふうに思っております。

合併特例債は、やはり合併した三つの町が、今後の、将来に向けて取り組まなければならない、行政課題を優先的にやっていくという、そのために使うものであって、必要不可欠な事柄について、まず合併特例債、有利な特例債を使ってやっていくということは基本だというふうに思いますし、あるから全部使うという、そういう考え方に、もう既に破綻をきたした、そういう自治体もございますので、そうしたことにならないように、この与謝野町にとって、与謝野町の将来にとって、やはりやらなければならない部分で、きちっと有効に使わせていただける、していくという、そういうことが必要だというふうに思います。

合併特例債といえども、やはり借金でございますので、それらが有効に使える間に、きちっと使う。当然、判断は、計画を立てながらの判断をしていく必要があるというふうに考えております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。

当然、町長のおっしゃるように、そういう方向性で、合併特例債が使われると非常にいいとお思いますけれども、10年間という期限の中で、また5年間を使って、ソフトランニングをさせていきながら、特例債がなくなってくるという状態で、そのときに、町が本当にコンパクトになってないと、財政がもたないという現状ですから、当然、合併特例債がそのために使われなければなりません。

当町は、今、水道を、簡易水道と上水道と一緒にしていく。そして、一つの町の水道にしていくんだと、それで運営していくんだという、そういう、まさしくこの町を本当に一つにしていくために財源が要りますから、特例債を使っていく。庁舎の問題でもそうです。福祉計画でもそうです。

例えば、これはもうとっぴな、私の思いなんですけれども、例えば、総合庁舎を仮に合併特例債を立てて、一つにしていくんだと。そして、そこへすべて、総合庁舎の中に行政部門がすべて入っていくんだと。そうなら、岩滝の庁舎も、加悦の庁舎もどうするんだといったときに、少子高齢化の問題から、福祉という問題が出てくると、何かそういうことを、福祉の施設にここが使えないかというような検討に入れば、今、建築さんに聞いて、こんな役場がそんなことに使える

んかいうたら、今のこういう建て方は、どんな改造でもできるといって、そういった、すべての、この町をどうしていくんだという設計ができて、福祉の問題も新たにまた立てられる、これはいいんですけども、そういったあたりで、この役場を、岩滝もここも、福祉の町として使っていく、庁舎はそのかわり、新しくぼんと建てて、すべてそこへ行政部門を入れていくというような、これは私のとっぴな思いなんですけれども、そういった全体の設計ができて、そのために合併特例債を使って、10年間で仕上げている、交付税がなくなったときに、よしこれで、この町は持続可能な町になるんだという、そういった設計が、今も出てきて、議論をされていないと、また福祉は福祉で、こうやられる。この町は、そしたらどうするんだと。また、岩滝の本庁舎をここに持ってくるんだという問題が出たりすると、それは必ずぎくしゃく、町民感情が出てきますし、地域感情が出てきますので、それは出るんですけども、それを乗り越えて、町長のそのリーダーシップが、今、必要だなというふうに思っていて、行革の大綱を読ませていただいたということで、町長のリーダーシップなくして、この合併効果は出せないということをはっきりうたっておられますし、やっぱりそこらを、町長は強く出していただきたい。

その準備をしていただいているということは、十分わかるんですが、私はもっと強く、もう5年の経験をしているんですから、そこに強く出てきて、当然、しかるべきだなと。そこから初めて、議論がどんどん始まっていて、そしてできるものはできる、できないものはできないという結果になるかもわかりませんが、そういったあたりに特例債を使っていたらいいかと、特例債はなくなるは、庁舎はそのまま残っているわ、そんなことでは、とても、私は次の時代に送れない、そんな気がしておりますけれども、町長はその辺ほどのようにお考えで、今後どのようにされようとしているのか、強い意思をお聞かせください。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 強い意思をとということで、前回の選挙には私のマニフェストには、それらのことを掲げて、選挙をさせていただいたつもりであります。

ですから、庁舎の問題についても、加悦中の改築につきましても、この4年間で私が取り組みたいこと、それはまさしく、今おっしゃった中身のことを、皆さんにお知らせする中で、この4年間を担わせていただいているというふうに、自分自身は考えております。

ですから、当然のことながら、いろいろとご意見はあろうかと思っておりますけれども、このままいけば、決してこの町が持続可能な町になるかという、非常に難しい。それなら、できるだけ今あるものを大事にしながら、それを有効に利用する。また、ある土地を有効に利用するという考えの中で、毎年の予算を立てさせていただいております。

ですから、ことしの予算につきましても、今後、ご審議いただくわけがございますけれども、その中には、この4年間でやろうと思っております中身の一つのステップを踏む中の、数字的にはあらわれていなくても、そこへ進んでいくための手順といいますか、順序立てた考え方を盛り込ませていただいているというふうに思っております。

そのリーダーシップというふうにおっしゃいますけれども、まさしく、私はこういう考え方で、町長を引き続き、新たな挑戦でやらせていただきたいという、その意思表示をしたこと、それを着実に進めていこうという今の考え方でございます。それは、後で皆さんがまた判断されることだと思いますが、今、与えられた自分の任期の中で、お約束したことを、一つ一つ実現していこ

うと思っております。

以上でございます。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。

町長がマニフェストに掲げられ、その意思で、今、強く努めていただいておりますけれども、やはりこうして新聞でも、偶然ですけれども、私が質問しようと思うことが今朝出とったもんですから、びっくりしました。

やっぱり、不満が多いということは、そら町民ですから、要求ばかりですから、不満も、多分、出ると思えますけれども、そんな不満がどうのこうのではなしに、やっぱり肝心なことは、一つの町にしていった効果を、どう出していくかということが、一番重要であろうなというふうに思いますし、最後に、この新聞に、賛否が渦巻いて、住民を二分したのが今は昔のようなのに、あの合併といったこの言葉が、非常に私は痛切に心に響くんですけれども。そういったことを頭に入れながら、今後の改革に十分、力を注いでいただきたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（井田義之） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は、事前通告に基づき、民間活力、特に指定管理者制度について、一般質問を行います。

私は、国の行き過ぎた民営化路線の押しつけというのが、地方自治体をゆがめてきた一つの大きな要因ではないかと思っています。

質問に入る前に、質問テーマを深める意味で、幾つかの点で状況、情勢や、私の見解などを含めて、述べておきたいと思ひます。

一つ目は、まず、その冒頭に、今、皆さんもご承知のとおり、アフリカ中東で世界的というか、歴史的な変革が、今、始まっています。先進国である日本は、国民が新しい時代へ模索を続けており、激動の情勢は、今、大きく変わる前夜ではないかと、このように思っています。

本町でも、この住民の声を一層、しっかり聞いて、議会でも理事者でも、その対応が求められているんだなということを実感しているこのごろであります。

1 点目は、民間活力については、ご存じのとおり、1980年代前後から顕著な動きがあり、三公社五現業といわれた国鉄、電電公社、そして郵便局など、民営化が進められてきました。かつて、これらの事業は、国民へのナショナルミニマムが、基本的な運営の姿勢でしたが、経営的な行き詰まりではなく、国民の財産でありましたが、残念ながら、これらが壊され、大手企業などに売り渡されてしまいました。この結果、人口の少ない地方では、そのつけを負うことになったわけであります。

しかも、JR西日本の尼崎事故に見られるように、会社のもうけ主義で乗客の安全がないがしろにされ、大惨事となることが起きました。この地方での国鉄路線は、明らかに採算が合わないことが明白な路線として、KTR北近畿丹後鉄道は、関係地域の自治体で運営せざるを得ない事

態に追い込まれました。

毎年発生する赤字は、関係自治体の負担となり、結局、地域住民への負担に回っているわけがあります。全国的にもKTRのような地方鉄道は、ほとんど今後の事業運営が深刻な事態になっています。

郵政事業についても、多くの利用住民が3事業から離れ、都市銀行や大手保険会社、大手運送会社に流れているのではないのでしょうか。こうしたことが、地域のまちづくりにも大きな影響を与えていることは、明白な事実だと考えています。

二つ目に、民営化によって起きたといわれる典型的な事例は、皆さんも記憶に新しいところですが、耐震構造の偽装問題の一大事件です。仕事をとるために、もうけるために、最も重視すべき安全を無視したものであり、これなどは、98年の建築基準法改正で、国会でかなり論議をしました。しかし、その中心点は、日本共産党が指摘してきた問題が、まさに起きるべくして起きたといわねばなりません。

三つ目、官から民へという民間活力論の方針が、経営効率のよいと、万能のように唱えられてきました。その一つが、指定管理者制度です。この制度は、2003年6月、旧政権の自民党の政権のときに、自治法改正で導入された制度で、全国の自治体に広がっています。問題なのは、その中で死傷者を出すような悲惨な事件や、少なくない事故が発生、また設立趣旨と異なる運営が行われ、住民訴訟や住民とのトラブルまで起きていることであります。その多くは、雇用形態が大きく変えられ、賃金ダウンなど、働く職員の待遇が大きく悪化しているという点であります。

同時に、かつて培われたその施設の公共サービスのノウハウは、引き継がれていないなど、多くの問題も発生している点であります。

四つ目、納得できないのは、民営化の究極ともいわれている市場化テスト法の対象としている公共業務の対象範囲であります。日米構造協議で打ち切られ、公共事業の抜本的な拡大により、進められてきたリゾート開発や大型公共事業などの中でつくられた諸施設、事業経営や営業施設だけでなく、本来、そういうものだけでなく、本来、自治体が責任を持たねばならない事業、まさに市町村など行政以外に任せてはならない事業まで、この市場化テスト法による対象となっている点であります。

課税業務や税務の事業、戸籍事業等々であります。

また、図書館など教育文化施設なども、営利を目的とする会社に任されるのか、疑問が出てきています。プライバシーや個人情報の保護は守れるのか、個人の基本的人権は保障されるのか、この事業の公的な役割は果たせるのか、こうした角度から、慎重で重大な判断が、私は求められていると思っています。

五つ目は、この間、総務省が行った全国の自治体への行革関連、民営化も含む行革関連のアンケートを行いました。こうした民営化や、指定管理者制度についての声が寄せられています。

このアンケートの結果の内容は、一部のみ公表されましたが、ある団体が、情報公開で求めたものであります。主なものを示しておきたいと思います。

この十数年、行財政改革を何度も行ってきた。今回も指定管理者制度を進めているが、行政水準が維持できているのか、大きな疑問がある。山口県の自治体です。

地方の場合、指定管理者が少なく、民間ノウハウが生かせない。青森の自治体。

行政の仕事は、費用対効果ばかりで、尺度ははかれるものばかりではない。兵庫県の自治体。民営化が行革の命題になっている感はあるが、専門的な業者がいない町では厳しい。全国一律に見るのは困る。北海道の自治体。

行政は、民営化するだけがよいのではない。地方行政の仕事は、身近な住民の意向もある。鳥取の自治体。

指定管理も評価方法が確立していない。トラブルも少なくない。富山の自治体。

これは一部です。まだまだ意見が書かれています。このほかにも、こういう意見も、ほかのところで出ておりました。

学校給食センターを指定管理にしたが、人件費と食材費を抑えている。未然に防いだが、中国餃子事件まがいのことがあった。やはり地元にあった業務委託が必要だという声もあげられています。

次、六つ目、これらの民営化というのは、結局、大企業のための制度としてつくられたものであり、国民の願いにそむき、そのつけは国民に回されたといってもいいのではないかと思っています。

それは、以前に私、一般質問でも申し上げましたが、記憶にない方もあると思いますけれども、それは国鉄民営化では100兆円規模といわれ、今度の市場化テストでも、数十兆円ともいわれる公共事業を、新たに市場と考えているからであります。

七つ目、この間、指定管理者制度の関係者や、住民の大きな批判や指摘を受けて、ご存じのように、新しい政権にかわった民主党政権が、見直しを始めています。

以上、述べましたが、時間がありませんので、それでは質問に入りたいと思います。

第1点目の質問です。指定管理者制度を、現時点、どのように評価されているのか。

第2点目、近く制定されるであろう公契約法案、公契約条例の観点からすると、現在の指定管理の施設職員の身分保障はよい状況にあると考えておられるのか。

第3点目は、全国では福祉分野や教育分野など、施設に導入されている個人情報保護などが、十分担保といたしますか、確保されていると考えているのか。

第4点目は、明らかな公的施設の場合、指定期間を限定する必要はないのではないか。もしくは、なくしてもいいのではないかというふうに思っています。

第5点目は、指定管理者制度は、私は基本的になくすべきだと思いますが、どうか。

まず、これらの点を、一般論になる面もあるかと思いますが、お尋ねして、第1回目の質問とさせていただきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員の、指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の指定管理者制度を、現時点でどのように評価しているかについてでございますが、この制度は、ご承知のとおり、平成15年9月に創設されて以来、早くも丸7年が経過したところでございます。

当町におきましても、平成18年9月に指定した20施設を皮切りに、現在までの4年間で、23施設の管理を、指定管理者にお願いをしている状況でございます。

施設を部門別に分類いたしますと、文化的施設が5施設、社会福祉施設が5施設、産業振興施

設が8施設、レクリエーション施設が5施設となっております。選定方法は、公募が1施設、非公募が22施設となっております。これら施設の運営につきましては、リフレ加悦の里の指定管理が契約の半ばで、残念なことになりましたほかは、今日まで大きな事故や問題もなく、民間ノウハウを生かした経営を続けていただいていることに対して、一定の評価をしているところでございます。

次に、2点目の公契約条例の観点から、現在の指定管理の施設職員の身分保障はよい状況にあると考えておられるのかというご質問でございますが、公契約における労働条件の確保につきましては、労働者にその地域における同一性質の労働に劣らない賃金や、労働時間などの労働条件を確保することを義務づけられております。

ところで、行政の効率化や民間活力の導入などの考え方により、自治体業務の外部委託や、臨時パート労働への置きかえなどが加速される中で、これらの制度の導入により、低賃金化が拡大したように言われておりますが、当町の指定管理者においては、この制度を導入したことにより、直営時よりも水準の高い賃金体系になったクアハウス岩滝のような施設があることも事実でございます。

また、指定管理者からは、施設を運営する際に提出していただくことを義務づけております収支計画書に、人件費や従事者数など、指定管理者みずからが提案した内容を提出させておりますので、施設運営において、施設職員に対する低賃金、低条件などの問題が出ているとは考えておりません。

3点目の個人情報保護法などの問題でございますが、当町では、指定管理者から提出されます事業計画書に、個人情報についての管理体制のあり方を義務づけております。特に福祉施設などの利用者名簿等を保管することとなります指定管理者は、従事する職員も含め、その守秘義務をしっかりと果たしていただいているというふうに考えておまして、問題はないと考えております。

4点目の、明らかな公の施設の場合、指定期間を限定する必要はないのではないのかについてでございますが、現在、当町では指定期間を5年または3年と定めております。指定期間は、指定管理者制度の導入によって定められたもので、地方自治法第244条の2項2第5項において指定管理者の指定は期間を定めて行うとされております。

全国の市区町村の指定管理者制度を導入します施設の指定期間の状況を見ますと、3年と5年が全体の77%を占めておりますが、10年以上という長期の指定期間を設けている施設が7%もあるようでございます。

この長期の指定期間施設は、集会所やコミュニティーセンター等が圧倒的に多く、その理由といたしましては、これら指定団体のほとんどが地元自治会や、地区運営委員会などの地元団体で指定管理者制度導入前から、自主管理的に運営してきた経過があります。

また、指定団体におきましても、短期の指定期間では、人材の確保や雇用問題、創造的な業務が実施できないなどの問題も出ているようでございますので、この課題につきましては、今後、十分、検討していかなければならないものというふうに考えております。

最後に、5点目の指定管理者制度をなくすべきだとのことでございますが、議員もご承知のように、指定管理者制度は厳しい地方財政状況の中で、高度化する住民ニーズに対応していくため

に導入された経過がございます。当町が現在、管理しております公の施設は、100を超えておりますが、指定管理者制度の導入については、これまでの管理委託制度を行ってきた施設や、この制度の性格に合致する施設について、導入を行ってきたつもりでございます。

しかしながら、制度発足当初から、全国の自治体は少なからず、制度の概念や意義に戸惑いがあり、当町においても、近隣市町の状況を注視しながら、導入してきたことも事実でございます。

昨年の12月に総務省から発出されました指定管理者制度の運用については、8項目に及ぶ内容について、通知をされております。この内容について、細かくは申し上げませんが、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性にゆだねる制度となっていること。要するに、必ずしも指定管理者制度の導入を進めているものではないということや、2番目には、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。3つ目には、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを、定期的に見直す機会を設けるため、指定期間を定めて行うこととされているが、公の施設の安定的な運営も勘案し、それぞれの施設の設置目的や、実情等を踏まえて、指定期間を定めること。4番目には、公募、非公募の選定方法を明確化すること。5番目には、指定管理団体が、労働法令の遵守や、雇用、労働条件の適切な配慮をしているかのチェックを行うこと。6つ目には、議員からのご質問もございましたように、個人情報適切に保護されるよう、配慮することなどとなっております。

この通知は、今日までの指定管理者制度をめぐる誤解とか、地方自治体の理解不足などを解いていこうという趣旨で出されたものというふうに理解しておりますし、全国の自治体では、単なるコストカットのツールとして、制度を導入してきた姿勢に対する警告でもあるというふうに考えております。

もちろん、それらのすべてを否定するものではありませんが、指定管理者制度というのは、一番のねらいは、行政サービスの質の向上であり、本来、制度になじまないような施設につきましてまで、行わないようにくぎをさされたものだとして理解しております。

いずれにいたしましても、現在、担当課には、指定管理者制度運用のためのガイドラインや、指定管理者制度導入施設の評価制度、いわゆるモニタリングシステムの導入につきましても検討を、指示しているところでございますので、今後、これらの素案が見えてまいりましたら、その都度、問題点を精査する中で、改善すべきは改善するつもりでおりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、伊藤議員への質問の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 伊藤議員の3点目の質問として、指定管理者制度と個人情報につきましては、私にも答弁を求められておりますので、お答えをさせていただきます。

私たち教育委員会では、現在、椿文化資料館と、旧尾藤家住宅の2施設において、2団体に指定管理者としてお世話になっております。いずれも町指定管理者条例施行前から管理委託をしていた団体であります。2団体とも、自治体ではできない発想や企画で、管理運営をいただいております。集客や管理運営面で大いに力を発揮されております。

議員ご指摘の個人情報保護法に関しましては、先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、指定管理者との管理に関する協定書の中で、第16条第2項において、個人情報保護に関する法律及び、

与謝野町個人情報保護条例に準拠することになっております。

特に、指定管理者から問題があるとか、支障を来すとの意見は聞いておりません。また違反する案件も、現在までのところはございません。

個人情報を手に入れる場合は、入館者情報が最大の情報入手の源であります。現在、指定管理をお願いしています二つの文化施設においては、入館者や団体から個々の名前や住所を記入するシステムを採用していませんので、同意を得ない限り、個人情報を入手するのは困難かと思っております。

また、私ども教育委員会からも、個人情報を提供しておりませんので、指定管理者への漏えいすることもあり得ません。

逆に、施設の利用促進のためのPRには、個人情報を入手して、ダイレクトメールなどを発信するには、逆にネックになっていることはあるかとは思いますが、これは直営になっても同様であります。

PR活動には、情報メディアを活用して、町や観光協会のホームページの活用や、情報誌、マスコミなどのメディアを通じた、発信した活動をさせていると、今のところ理解されております。

したがって、教育委員会といたしましては、入館者が減少している現在の経済状況下ですが、現在の指定管理者は、鋭意努力していただいておりますので、この点においては、問題はないかと理解しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 伊藤議員の質問の途中ですが、ここで10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、伊藤幸男議員の一般質問を続行します。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、2回目の質問でございますが、まず、1点目の、どう評価しているかという問題で、町長が、この制度は、結論だけを申し上げますが、一定評価しているという言い方をされました。それは、今、町長の答弁を聞いてまして、町の施設との関係で見ると、それなりの役割があるという意味だということに思うんですね。

今、問題、私が、一般論になるかもしれないがという前置きしたのは、今の制度自身のねらいですね。発足当時から、どういうねらいでやられてきたのかということについての、まず認識を、今、私は申し上げたつもりだったんですが。これは以前にも取り上げたことがありますけれども、これをどう考えているかという点をお伺いできたらと思っています。

もちろん、この町でやられていることが、いいだ悪いだいう問題は、それなりの役割を果たしているんだろうと思いますけれども、その大もとの指定管理者制度そのものが持っている点ですね。ここに、どうお考えかという点です。

それと、5点目になりますか。5点目の答弁の中でも出ておりましたが、国としても、新しい政権になって、世論の反映といいますか、かなり専門家の中でも声が出だして、政府スタッフの中でも、かなりいろいろと聞いたんでしょうね。声があったんでしょう。

いわゆる住民といいますか、関係者の方々から、かなり要望が出されました。そういうことを

受けて、それなりに、8点にわたってかなりのところに踏み込んだ、彼らから言うたら改善、一定の改善をされているんですけども。それは我々も評価しているところはあるんですが、ところがされてきたと。それ、町長の答弁にあったところなんですけれども。

しかし、今言っている大もとの制度自身をどうお考えになっているか、お伺いできたらと思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと、難しいといえますか。この制度につきまして、やはり導入されましたときには、住民の方もですし、我々もですし、非常にその制度の中身のことが、正しく理解できてない状況もあったんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、その中で、我々も慎重に、そのことについては進めてきたつもりでございますし、先ほど言われましたように、非常に大きな、何兆円というものを導入してやるような、そんな事業というのは、うちの場合には全くございませんし、特に地区だとか、あるいは地域のいろんな団体が、今までも管理していただいた、委託をお願いしていたようなところがほとんどでございます。

そうした点から、この指定管理者制度の目的というものが、施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であると認めるときに、導入できる制度であり、その目的が経費節減と住民のサービスの向上だという、そういう基本的なところについては、我々の考え方と合致するものであるというふうに思っておりますので、その導入については、慎重な運びの中で導入をさせてきていただいたということで、それについては、今のところ、困難な問題がないというふうに思っております。

なかなかこの指定管理者制度についての入り口のところで、非常にわかりにくいといえますか、誤解を招くような、あるいは理解しがたい部分があったんじゃないかというふうに思いますが。よそはわかりませんが、我々の町としては、それをきちっと把握した上で、導入させていただいた結果が、今につながっているんだというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もうちょっと、私、こだわってまして、それをどう評価するかというか、どう見るかという問題は。

先ほど、冒頭にも申し上げましたが、民活路線ですね、この路線が大きく政府主導というよりも、財界主導で行われてきたと。これは、設立以来、財界のお偉方がそこに座って、その中での発言は、明らかに、例えば市場化テストであれば、数十兆円規模で、新しい市場が獲得できると。これを全面展開したら。いうことを、公然と言っているんですね。

ですから、こういう意図のもとに、論議の中でそういうことが進んでいるということでもあります。

その大きな流れの中で、その一つの制度として、指定管理者制度というものができているというのが、私が言っているとかなんですかね。それをどう考えるかということなんです。

私は、そういう、例えば市場化テスト法なんかは、非常に、究極的な、行政の何から何まで、何でもできるみたいな話をしているわけですから。こういう流れに対して、どう町長は考えるかという点をお伺いしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、その導入時の国の考え方、あるいはそういう財界の考え方、いろいろあったかと思いますが、やはり現実の中で、町にとりましても、実際の施設運営をしていく上で、現実的に、やはり民間の方にお任せしたほうがよいと判断できる中身もございましたし、また、その新たな指定管理者を導入することによって、他の施設に対しても、いろいろとその民間のノウハウが示される中で、よかったと思える点もございますので、それについては、運用していくやり方の問題もあろうかと思えます。

最後のほうにご指摘いただいております、今後のそうした中で、チェックしていく、あるいはそうしたものを、お互いに行政と業者の間で交わしていく、そうしたシステム、あるいはそうした考え方を導入していくということは、これは大事なことだと思いますので、それらについては、今後も、今もそうしたモニタリングのシステム等の導入等についても、指示をしまして、今後について、いろいろと問題が起こる前に、手当ができるような、そういう方法を考えていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もうちょっと、思うような答弁がいただけませんが、通告を、ない分野に今、入り込んでしているわけで、難しい。非常に、今の流れが、民営化ですね、民活いわれている、その世界に、今、どぼづかり。半ば、全国の自治体や国が、どぼづかりの状態になっている。このことが、いろいろと今、冒頭に一部述べましたけれども、そういう中でいろいろな障害が生まれてきている。

それは、一つは、施設の目的どおり運営ができない問題。それから、質問ですと出てますように、賃金や、職員の待遇が大きく落とされているような問題。それから、個人情報の保護だとか、それから、それにまつわるいろんな、諸法との関係で、いろいろと不備が出てきている。

例えば、この町ではないんですけども、これは教育長の世界になりますけれども、例えば図書館の中では、民間委託したために、どういうことが起きているのかというたら、東京あたりでは、専任の、従来からおった館長さんクラスの方が、従来やってたような、子どもを集めて、それでずっとやる学習というんですか、そういうことを企画どおりやろうとしたら、そんなことはやらなくていいというて、新しい指定管理の管理者が、いう指示をしたんですね。それはできんと。今までやっていることを、従来どおりやるんだということでやったところで、そこで揉めて、それで雇いどめに入る。ちょっと経過があるんですけど。

そういうことが公然と行われるんですよ。だから、そういうことが、結局、最後は撤回したようですけども。そういうことが今、明らかに、民間になるとノウハウは、売り買いのノウハウはあるかもしれないけれども、公的存在としての、公的な役割という点でどうなのかといったときには、非常に問題が、まだあるんですね。

そのノウハウ、行政ノウハウが引き継がれてないんです。こういうことが、いろいろと問題あるということ、私は指摘しておきたいと思っています。

それで、二つ目の質問に移ります。

町長は、公契約条例の問題で、公契約法の関係で答弁をいただきました。しっかり調べていただいたんかどうか分かりませんが、一応、低賃金で雇われているような状況はないと考えている

ということの答弁だったんですが、改めて私、この今の、先ほど言いましたように、低賃金、労働条件の待遇の低下といえますか、問題は、非常に今、社会問題になっているんですね。

今、この間も町を回ってまして、業者の方がこう言ってました。びっくりしたんですけどね。

どう言っているかという、今、景気がほんまにむちゃくちゃだと。買わない、みんなが。私は、その人が言うんですが、私は、やっぱり賃金を上げてもらわなあかんと。もっと賃金をもらって、それでみんな買ってもらわないと、物が売れない、買ってもらえないということを言っているんですね。だから、新しい段階に、今、時代が、日本は差しかかっていると思うんですね。

それから、この間、ILOが勧告している日本の労働者の待遇の問題で、幾つか、何度か勧告がいつてますが、低賃金の問題はその一つに、毎回、入っているんですね。ですから、日本の今の労働者の待遇というか、勤労者の待遇は、深刻なところにきているんだという理解をする必要があるんじゃないかというふうに思っています。この点で、町長の見解をお聞かせ願えたらと思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、ご質問をいただいておりますのは、指定管理者制度の中での質問でございます。その中で、我が町の指定管理者制度はどうかという問いをさせていただいている中で、お答えさせていただいているつもりでございます。

低賃金云々ということになりますと、日本全部の中の問題で、私の手には負えない問題でございます。そうした意味で、この件についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども。

今のこの指定管理者制度につきましては、我々も、導入につきましては、非常に慎重な形で取り組んできたというふうに思っておりますし、公募で行いましたクアハウスなんかにおきまして、町と業者とのきちっとした打ち合わせといえますか、契約の中で、先ほども申し上げましたように、今まで以上に高待遇の賃金が支払われて、行われております。

私としては、この地域での仕事が回っていく。今まで、公がやっていたことにつきましても、民がやられることによって、そこからまた、新たな益が生まれてくる。そうした一つの機会でもございますし、そのことによって、町も顔の見える中での指定管理ということにつきましては、ある意味、有効な手だてだというふうに、私自身は考えております。

お答えになったかどうかわかりませんが、そういう意味で、いろいろと問題点が、今後出てくるかもわかりませんので、それらにつきましては、やはりチェックができますような体制だけは、きちっととらせていただきたいと思いますと思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員にお願いしておきます。できるだけ通告に沿った質問をお願いいたします。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、関連で、私の立場からしたら関連でしたわけで、後でまたそれは言います。

次に、期限の問題ですね。これは町長答弁で詳しくご答弁いただいたんですが、私は、今の本町の、大体、検討するという結論でいいんでしょうかね。本町の場合の、いわゆる公の施設については、ぜひ、そのように検討をいただけたらと思っています。

それから、もう一つは、今度は教育長にお伺いします。

私は、この指定管理者制度というのは、今後も、形を変えるかどうかは別にして、民営化路線の中でどんどん進められてくると。特に、その対象は、文化、芸術、教育の分野に及んでくるのではないかというのが、私の意見です。考えです。現にそういう動きは、先ほど言いましたように、東京でも図書館や、いろんなところになっているし、学童保育だとか、これは保育は、教育とは直接あれですが。

ああいう福祉の分野まで対象に広げられてきているという中で、教育長にお伺いしたいんですが、この流れをどのように考えるかという点です。私は、非常に、先ほど、冒頭言ったとおりの立場なんですが、教育長はこの点で、どのようにお考えかお伺いしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。

私どもが所掌します分野での指定管理者制度の導入ということになるわけでございますけれども、いろいろな部門があろうかとは思いますが、したがって、一々挙げて、それはなじむかなじまないかということは、吟味していかなければならないところもあると思っております。

しかしながら、今、例に挙げておられます文化施設ですね、その中でも、例に挙げておられました図書館ですね。それらは、私はなじまないと、そのように感じております。

いわゆる指定管理というのは、民間の活力を生かして、そしてその費用対効果の効果を高めていくということにあるわけでございますね。しかしながら、文化施設というものが、果たして費用対効果の財政的な面での効果が顕著にあらわれるかといえば、私は疑問に思います。

先ほど、多田議員が質問されておりました第3番目の点ですね。数量化できないものと。いわゆる住民サービスというのは、そこに入っているわけです。特に、図書館を例にとりまして申しますと、財政的にどれだけの効果があるかといえば、もともと、私はこれはそうしたもので、設置されたものではないと思っております。あくまでも町民等の、広く言えば、福祉の向上のための投資でございますので、もともとそこから財政的にプラスを生み出していくというものでは、もともとありません。したがって、文化施設等に対する指定管理者制度については、先行の例を背景にいたしましても、疑問に思う点が多々ありますので、私はなじまないと、そのように感じております。

以上です。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。

それでは、次の質問は、これ最後になるとは思いますが、この制度を続けて何年か、旧町から続けている場合もありますので、何年かたつわけですが、行政として検証するような場というのは、設けられたことがあるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今の段階では、特別にそうした場は設けておりません。ただ、先ほども少し申し上げましたように、今後については、やはりそうしたことを、きちっと位置づけていく必要があるというふうに考えて、それらにつきまして、指定管理者制度運用のためのガイドラインや、あるいは指定管理者制度導入施設の評価制度、いわゆるモニタリングシステムにつきましての導入を検討するように、指示をいたしておきまして、いろんな市町の状況を調査したり、あるいは具

体的に、それが当てはめられるようなガイドラインを、今、つくっている最中でございます。

ですから、間もなく、それらがまたでき上がってきますと、それらに照らして、いろいろと検討をさせていただいて、そこで問題点があるならば、それを修正していくような、そうした手続をとっていきたいというように思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。

おおむね、大体、質問項目としては済んだわけですが。ちょっと漏れてましたが、イギリスという国は、指定管理者制度を始めた先発地なんですね。先進地なんです。そこは、もう既に、基本的に、抜本的ともいえる改正をしています。それはブレアでしたか、もう一つの前だったか忘れましたが。

そういうことで、非常にイギリスが先陣切ってやったんですけれども、そこ自身がもう見直しを始めているということですから、改めて今の制度自身が、やっぱりそういう過渡期にきているのではないかというふうに思っています。

それで質問を終わりたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、そうした特別に検討はしてないというふうに申しあげましたけれども、指定管理者の選定委員会なんかの中では、それらも含めた、いろんな検討をした上で、一定の方向づけをしております。

ですから、それをある程度、明文化したようなものは必要だろうというふうに考えているところでございます。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議 長（井田義之） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は、事前通告をしておりますとおり、降雪時における除雪体制、また災害時における対応策のさらなる強化について、お聞きいたします。

質問させていただく前に、光をそそぐ交付金の事業の中で、以前より、浪江議員と私と緊急情報キットを設置してほしいと。各独居老人の方を中心にお配りしてほしいというお願いをしておりましたところ、今回の事業において、町内65歳以上の独居老人の方に800世帯、お配りをいただけるということで、一つでも町民の皆さんが安心、安全に生活していく中での、一つの施策として、この一般質問で取り上げさせていただきましたことが採用されましたことを、心から感謝申し上げます。

また、今後、また申し上げていく中で、一つでも町民の皆さんのために役立つようなことができればと考えております。

それでは、最初に、降雪時における除雪体制について、お聞きいたします。

今シーズンの降雪は、日本海側を中心に全国的な大雪に見舞われ、道路や鉄道などの交通マヒや、電気、ガス、水道など、生活ラインの寸断、また家周りや屋根などの除雪、雪おろし等に、

転落されるなどの事故など、一次災害、二次災害などが各地で発生し、連日、テレビや新聞のニュースで報道がなされました。

この丹後地域でも、新聞によりますと、ことしの降雪は約30年ぶりの積雪記録を更新する、記録的な大雪ということで、宮津市上世屋地区の山間部では、3メートル近く、また当地域を含む平野部や市街地でも、1メートル以上の積雪が観測されるなど、日常生活にもかなりの支障を来す結果となりました。

同時に、多くの被害も発生し、降った雪の重さで民家やビニールハウスが倒壊したり、損傷したり、また被災された方の被災額は、相当な金額になるとお聞きいたしております。

そういった中で、行政におかれましては、大雪に対する対策の準備を、今年の春先から計画をなされ、11月には当町防災計画に基づき、22年度の道路除雪計画を発表されるなど、万全の体制で今シーズンを迎えられたのではないかと感じております。

また、年末からは、24時間体制で天気予報とにらめっこをしながら、対応に当たられたとお聞きしておりますし、大変なご苦勞に対し、深く感謝をいたしておるところでございます。

しかしながら、町民の方々からの不満は非常に多く、役場には一日十数件の電話が毎日のようにかかり、対応にも随分とご苦勞をされたとお聞きしております。

この電話の内容を確認しますと、作業出動のおくれ、また除雪箇所の業者変更による作業内容、優先すべき順位などの苦情が大半を占めていたということでもあります。

こういった中で、ことし、私自身にも苦情や確認、またおしかりの電話も多くかかっており、来年度に向けて、改善や新たな取り組みが必要ではないかと、強く感じております。

それでは、12月議会において配付いただきました道路除雪計画も参考にしながら、疑問点や問題点等を指摘させていただき、質問をさせていただきます。

最初に、出動体制についてお聞きいたします。

町民の方からの電話による苦情や問い合わせの中で、大半が、この件についてはなかったのではないのでしょうか。

現在、出動基準では、与謝、滝、香河、温江、それに金屋と岩屋の一部が、山間部として区分けされ、委託業者の判断で除雪を開始し、それ以外の地区においては、平野部として区分けされ、積雪の深さが15センチを超えた場合に、作業を行うとあります。

平野部での積雪基準になる測定箇所は、町内の各庁舎で行われ、明け方の朝4時ごろから、職員の方が出勤され、対応に当たっておられるとお聞きしております。

しかしながら、積雪を測定される各庁舎付近が15センチに達していなくても、平野部とされる各地区の山沿いや、場所によっては雪の降り方も異なり、非常にお困りになられた方が多かったとお聞きいたしております。

また、ことしは雪の降り始めの時間が遅かったり、降雪量も一時的に多量に降ったりと、職員の方が適切な対応をしても、出動におくれが生じるなど、大変だったとお聞きしております。

そこで、現在の出動基準や手法について、今後、改善の必要があるのではないかと感じております。

例えば、平野部であっても、委託業者の判断に、ある程度任せていくとか、各職員なり、管理職が自宅付近で判断した結果を報告し、そういった上で出動するだとか、いろいろな方法を模索

することが、町民の方にとって、安心して生活できるための行政のできるサービスではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

次に、京都府との連携と、府道区域についてお聞きいたします。

府道の除雪は、原則、京都府が委託している業者が、業者の判断において任せられているとお聞きしております。私がお聞きした電話で一番多かったのが、府道の除雪が特に遅く、除雪状態もよくない、そういったような内容でございました。

昨年の暮れから元旦にかけ、大雪となり、野田川から岩滝にかけての府道が、全く除雪されておらず、この神社に参拝される方と重なり、当地域唯一の緊急病院である与謝の海病院に行くのにも、かなりの時間がかかったと聞いております。

当町では、京都府の委託業者も把握され、連絡体制も取っておられるとお聞きしておりますが、今以上の連絡体制の構築が必要だと感じていますが、いかがでしょうか。

また、自転車道につきましては、京都府のものでありますが、基本的には、京都府の管轄になるかと思えます。しかしながら、その利用者の大半は、町民の方であります。また、中高生の通学にも使われ、我々町民が生活する上において、大変重要な道路であると感じております。

先日、江陽中学校に確認しましたところ、登校時については、自転車道を利用するように指導しているが、通行が困難な場合は、下校時に通る道で登校させたということでお聞きいたしました。

ことしの自転車道は、通行困難な箇所がかなり多く、大半の生徒は、下校時に通る道を登校時にも利用されておりました。結果、ただでなくても車幅が狭くなっている道路に、通学時の自転車や歩行者が通行し、例年以上に渋滞や接触事故も多かったとお聞きいたしております。

府の管轄であっても、町として必要な箇所については、町独自で除雪を行うなり、京都府との調整を強化して、町民の日常生活に支障のない改善と努力が必要ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

三つ目に、自治区や地域の方との連携の強化について、お聞きいたします。

1月のある日、私、野田川の駅から三河内の自宅まで歩いてみました。その日も前日から雪が降り、歩道も歩ける状態ではなく、降りしきる雪の中を、車道にはみ出しながら、随分、怖い思いをしながら帰宅した記憶がございます。

ちょうど山田小学校の児童の下校時で、歩道に積もった雪の上を、ふらつきながら我が家へと帰っていく姿を見て、大変、不安にも感じました。

除雪計画書には、区域分けの中で、町道、市道を省く通学路ということがうたっており、また、第4次路線の中では、幅員1メートル程度で通学路であり、利用頻度の高い路線という指定もあります。

山田小学校の付近の歩道に関しては、路線図で見ますと、対象になっておりません。この路線が町道でないからなのか、利用頻度が低いからなのか、どういった判断がなされているのかはわかりませんが、町民、ましてや子どもたちが安全に通行できる道を確保するためには、やるべき箇所もほかにたくさんあるのではないのでしょうか。

もちろん、優先されなければならない順位だとか、限られた業者と機械の中で、範囲も絞られ、すべてに対応することが不可能な状態であるということも理解はできます。そこで、今後の計画

を策定されていく中で、自治区との連携を強化し、多少の経費を負担してでも、協力体制を図るとか、地域の方で小型の除雪機を保有されている方や、農家の方に協力体制を求めるとか、ちょっとしたことで町民の安心、安全につながることもあるのではないかと感じておりますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、今回のような大雪は、地球温暖化や異常気象といわれる現代社会において、これからも予測以上に起こり得る可能性があると考えております。

町の声や考えを真摯に受けとめ、今後につなげていくことが大切ではないかと感じております。町長が常に口にされております自助、共助、公助の中で、行政として、リーダーシップをとり、取り組んでいく必要があると感じておりますが、いかがお考えでしょうか。

以上、除雪について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、災害時における対応策のさらなる強化について、お聞きいたします。

先月、2月22日に、ニュージーランドのクライストチャーチ市で発生した地震では、百数十名のとうとい命が奪われ、多くの日本人の方も被災され、いまだ身元の確認ができていない方もおられるということをお聞きいたしております。

大変悲しい災害であったと感じておりますし、被災されました方の安否、またご冥福を心からお祈り申し上げます。一日も早い復旧がなされることを願う次第でございます。

地震を初め、台風や大雨による災害は、当地域でも最悪の状態を想定した上で、準備が必要ではないかと感じております。

当町では、平成19年に地域防災計画が策定され、細かな分野まで、綿密に記されております。また、今月の13日には、町内一斉の防災訓練が予定され、ことしは地震発生を想定した中での各自治区を中心にした取り組みがなされるとお聞きいたしております。一人でも多くの方にご参加いただき、災害に対する意識を高めていただきたいと思いますと感じております。

先日、NHKの「クローズアップ現代」という番組で、災害時の対応について取り上げておられました。番組では、今までの災害復旧には、協定によりほとんどが建設業者にゆだねているのが現状であるということです。将来的に不安が多く、大変懸念をなされているとお伝えされておりました。

理由には、建設業の大きな収入源である公共事業が、約半分以下に減少し、業者の体力が衰退し、中には廃業に追い込まれるなど、また重機の維持や管理、オペレーター等の人材の確保が困難であるなど、災害対応能力の非常に低下している現状があげられておりました。

この番組では、先進地の事例も報じており、行政が費用負担し、重機等の無償貸し出しをしたり、また人材を確保するための協力体制を構築したり、中には職員が重機の運転をできるような体制をとったり、民間が組織をつくり、農家や製材所、電気会社などと連携し、小型の重機やフォークリフト、クレーンなどの確保をするなど、災害協定を行政と民間が一体となって築き上げている様子が理解できました。

解説をされていた関西大学の河田教授によりますと、今後、自治体がこういった取り組みが必要かということをお話しておられ、一つに町としてできることの見直し、二つ目に、広域による体制の確立、三つ目に、町民への強い理解を挙げておられ、最悪時の災害を想定した中で、地域における対応能力の確認や把握、また広域における体制づくりや情報や、状況の認識の共有化、民

間企業や町民との連携などが必要になってくるのではないかと述べられておりました。

また、この番組で、教授は、いざというときには、日ごろやっていることしかできない。もしくは、日ごろやっけていてもできない、ということ述べられ、消防団や専門分野の協力も得ながら、より現実を想定した訓練を実施することが大切であるとも述べられておりました。

私は、今後、災害時における対応策について、さらなる強化を図る取り組みが必要であると考えておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。

以上、お聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員の降雪時における除雪体制についてのご質問の1点目、現在の出動基準や手法について、今後、改善の必要性があるのではということですが、町内の除雪につきましては、毎年、道路除雪計画を策定し、その計画に基づき、行っております。

目的といたしましては、防災施設及び道路交通上、支障となる積雪に際して、町道の主要路線等を速やかに除雪し、道路交通の確保と民生の安定を図り、緊急活動及び必要物資の輸送を円滑にすることとしております。

除雪路線は、町道、通学路、及び消防水利道等、総延長は約200キロメートルで、うち、町道全体の除雪延長は約184キロメートル、町道の除雪率は93%となっており、幹線道路だけの除雪を行っております他市町と比較しても、かなり高い率となっております。

また、あわせて町の施設等約140カ所の除雪も行っております。

除雪方法は、午前4時に町職員が各庁舎で積雪深を観測し、15センチを超えている場合、除雪業者に出動をかけ、早朝、午前5時ごろには作業を開始していただいております。ただし、積雪深が15センチに達していない場合は、出動の指示が出せませんので、出動時間がおくれることがございます。

除雪の順番は、1・2級町道の幹線道路を1次路線として、優先的に除雪を行い、その他町道等、交通量の少ない2次、3次路線については、順次行うこととしております。

除雪区域は、平野部、山間部に分け、平野部については、職員の指示により出動し、また山間部の与謝、滝、金屋の桜内、温江、香河、岩屋地区は、除雪業者の判断により、出動をしていただいております。

道路除雪計画については、毎年、除雪期間前に各地域の区長会でご説明し、ご意見をお聞きした後、協議、検討を行い、修正できる内容については修正をし、ご了解を得て、除雪を実施いたしております。

2点目の京都府の除雪と連絡体制についてのご質問でございますが、自転車道の除雪については、府道であるため、京都府の所管であり、町内業者に委託をされているため、除雪の出動は京都府の除雪計画に基づき、業者判断で行われております。

このため、町から除雪業者に対し、直接指示をすることはできませんが、町道除雪の際には、府道の状況も確認しているため、必要があるときは、町から京都府及び府道の除雪業者に対し、連絡をしております。

3点目の自治区や地域の方との連携の強化につきましては、除雪車が入れない、狭い町道等に

つきましては、町からその地域に手押し式の小型除雪機を貸与し、地域の方と連携して、除雪を行っております。

除雪される方に対しましては、万一の事故に備え、町から保険をかけて、除雪作業に当たっていただいております。

現在、小型除雪機の貸与は、後野区に2台、与謝区に3台、滝区に2台、温江区に1台、香河区に2台、石田区に1台、岩屋区に1台、幾地区に1台、四辻区に1台、石川区に2台、計16台を貸与しており、今後も区から要望がありましたら、貸与できるようにしたいというふうに考えております。ご協力をお願いいたします。

最後の4点目、自助・共助・公助の中で行政としてリーダーシップをとり、取り組んでいく必要があるのではとご質問でございますが、ご説明させていただいたように、町は各区の意見を聞きながら、道路除雪計画を策定しており、除雪車により除雪できる道路は町が除雪を、できない狭い道路は小型除雪機で各区にお世話になり、家の周辺は個人の力をお借りして、自助・共助・公助の連携で除雪を行っております。

最近では、不況によりまして建設業者に依頼している除雪機械、オペレーターの確保が困難となり、従来の業者が確保できない場合は、別の業者で補っていることから、今までのように同じ業者のオペレーターが同じ区間を除雪するということが困難になってきております。このため、町民の皆様にご迷惑をおかけすることもふえているかと思いますが、ご迷惑がかからぬよう、可能な限り対応していきたいというふうに考えておりますので、町民の皆様にもご理解・ご協力をお願いいたします。

次に、ご質問の2番目、災害時における対応策のさらなる強化についてお答えをいたします。

長年の建設不況で地域の災害復旧を担う建設業者が疲弊していることは、本町に限らず地方自治体が持っている不安材料の一つであるというふうに認識しております。このような中、建設業者もコスト削減から、余り使用されていない重機を手放す傾向にあり、今冬の記録的な大雪の中で除雪作業のおくれによる市民生活の混乱が目出ているというふうな報道がありました。

本町では、同様の実態であると認識しており、いち早く平成20年度から4月に建設業者に対し、除雪機械の保有状況やオペレーターの人数について調査を行っており、今のところ不足する場合には、町が直接リースすることとしております。現在のところ、相対的にオペレーターの確保はできている状況ではありますが、不足する除雪機械は町が直接リースする計画を継続していきたいというふうに考えております。

次に、広域による連携体制の確立についてですが、平成の大合併に伴い、自治体の面積が拡大し、一方、建設業者数が減少していくと、国土の安全を担保することがとても重要になってきますが、将来、単独の自治体では不可能になってくるのではないかとというふうに危惧をいたしております。まずは、市町村を超えた府県レベルでの検討を進めていただくことが必要ではないかとというふうに考えております。

最後に、現在、京都府が土砂災害防止法に基づき、溪流や法面の急な危険箇所を洗い出す調査を実施し、土砂災害特別警戒区域等の指定をしているところでございます。その際には町も出席し説明会を実施しておりますので、一人ひとり地域の危険箇所の実情を認識していただくことが非常に重要だというふうに思います。災害時における対応は、行政にとって非常に重要なことで

ありますので、近隣市町とも広域連携に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、家城議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） ご答弁いただいたわけですが、何かご説明を聞いただけで、思いが余り理解できななんだんですけども、一つ目の計画書に基づき実施されておると、そういう体制でとっておられるということだったんですが、質問の中にも取り上げましたように、ある程度の改善も必要ではないかという私は思いがありますが、町長、その辺はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その必要性は感じております。ですから、毎年、除雪のそうした計画につきましては、地元のご意見を聞きながら改善をして、現在に至っているということでございます。

今回、先ほども出ておりましたけれども、特に暮れからお正月にかけて、町の4時ごろの時点では、雪はそんなに積もっておりませんでした。ところが、6時、7時ぐらいの1時間の間に思わぬ雪が積もりまして、結局、お正月初め、出勤がおくれたということが、いろんな意味でタイミングが合わなかったといえますか、悪かったのではないかというふうに思っております。

そして、それもある程度の計画に沿っていきまないと、できるところからやりかけますと、業者も人数が少ないですし、町道でも優先順位をつけて、そこからあけていくということをしまないと、本線といいますか重要なところがなかなか後回しになるというようなことも、これまた非常に困ることでございますので、雪の降り方、時間、またその量等によって大きく思惑が外れる場合もございますけれども、一応は基本の中でやる中で、その中で改善すべきことは今後も考えていきたいというふうに思います。

山田を歩かれたということですが、山田には手押し除雪機が1台も今のところございませんので、そうした差が出たのではなかろうかなというふうなことも思います。そうしたことも今回を教訓に、区とも十分話をさせていただいて、見直していく必要があるのではないかというふうに思っているところでございます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 二つ目の府との連携、また自転車道についてでございますが、確かに府との連携はとっておられるということは、建設課にも確認しましたところ、しておられるんですが、非常に自転車道なんかは町民の方が中心にご使用される道路であり、また、江陽中学校では、登校時は自転車道を通行するようという指導もなされている中で、町としてできる範囲というのは、町がすべきこともあるのではないかというふうに感じております。警察にも確認しましたら、ことしは雪による接触事故が例年に比べてかなり増加しているということで、新聞に載ったりテレビに載ったような事故はなかったにしても、かなりの事故が発生しているということもお聞きしております。

そういった中で、府の物だから府にお任せ、町の物だから町がするのではなく、町と府が一つになって連携していく中で改善していく道があるのではないかと思います、その辺はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどもお答えしましたように、全く府とは連携をとってやっていないというこ

とではございません。今もそういう形でしておりますが、一応は直接というよりも、府へ連絡をし、そして府から指示が出るという形ですし、町のほうからも近くの業者でありますと府の了解を得た中で、そうしたことに対応していただくような、柔軟な取り組みはしているというふうに思いますので、その辺のところを今まで以上に連携をして、できるだけ通学路の確保という点では大事なことでございますので、もう少し突っ込んだ中での協議をさせていただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひ、子どもの安心・安全のための分野でもありますので、できる限りの努力をお願いしたいと思います。

次に、先ほどの歩道の件でも山田のほうには、小型重機を貸し出ししていないのが、そういう影響が起こったのではないかという中で、上山田の役員の方にお聞きしますと、オペレーターを登録せな、登録した人しか使えんのだと。だから、その人がいうたら昼間の間お勤めになられていたりとか、休みではないとしていただけないのが現状であると。そういった中で、その人にせつかくの休みをつぶして雪かきばかりをお願いするわけにもいけへんで、何とかなれへんもんだらうかというようなお話もお聞きしております。

そういった中で、こういう緊急時、また災害時の対策として、臨時雇用ではないですが、オペレーターを登録制みたいな形で何人か登録していただき、いざというときに町の小型機で対応できるような体制もとっていく必要はないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 山田小学校の前の道は、府道宮津養父線でございます。府道ということになりますので、その辺のところ私自身もどういうふうな協議がされているかわからないんで、具体的な中身につきましては、建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

府道の宮津養父線の歩道の件だというふうに思っております。実は、平成19年ぐらいだったというふうに思っておりますけれども、区のほうに下山田区さんのほうに除雪機械をお貸しをしていたことがございますけれども、どういうふうな結果でかわかりませんでしたけれども、1年でお返しになったというふうなこともございまして、そういった除雪ができていないというふうな状況でございます。

したがって、例えば、石川区さんのほうでは、区のほうでそういうふうな国道の歩道だとか、あるいは府道の歩道だとかいったところを除雪していただいておりますし、地域も含めて、そういった協力体制が願えればというふうに思っております。

町といたしましては、先ほども町長の答弁にもございましたように、そういった地域があるわけでしたら、当然小型除雪機の部分につきましては貸与させていただきたいというふうに思っておりますし、そういった点で地域ぐるみで除雪に対してご協力がいただければというふうに思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 機械を貸し出せばそれで解決するという部分にはなるのかどうか、ちょっと僕も

わからんのですが、こういったことこそ、先ほどの多田議員の一般質問にもありました町長の答弁に、住民ニーズに対応した政策をしていくと。削減効果を住民サービスにつなげていきたいというご答弁をされておられました。

そういった中で優先順位等々もあるかと思いますが、町民の方が日常生活を送っていく中で、非常に雪の除雪に関しても、災害時の対策にしても、町民の皆さんが安心・安全で暮らしていただくための一番やるべき部分ではないかと考えております。そういった分も頭の中に入れていただきながら、今後の政策を進めていただければありがたいと思います。

時間がありませんので、以上で終わらせていただきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、それぞれの役割分担があるかと思いますが。ここまですら私、ここまですら私ではなく、そういう意味で住民の方が安心・安全に過ごせるためには、区挙げての協力体制、あるいはおのおのの人の意識の改革というものが不可欠になってくるかと思えます。

確かに、機械があってもなかなかご協力がいただけないという現実もございますので、それらは今後のまた区長会等でもお願いし、ご協力いただけるような体制づくりを進めていくことをまずさせていただきたいというふうに思います。

以上で答弁を終わります。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

議 長（井田義之） これで、家城 功議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0 時 0 0 分）

（再開 午後 1 時 3 0 分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

次に、4 番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして、2 点について質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、1 点目につきましては、限界集落から地域再生についてであります。ご存じのように京都府は 2 月 1 8 日、昨年 1 0 月 1 日時点で行いました国勢調査の結果、速報値を発表いたしました。人口は、2 6 3 万 6, 7 0 4 人で、前回 2 0 0 5 年の調査比 0. 4 %、1 万 9 5 6 人の減となり、1 9 2 0 年の第 1 回調査以来減少に転じました。

一方、世帯数は 1 1 2 万 2, 6 3 4 で 4 %、4 万 3, 5 9 3 ふえました。府全域で進む少子・高齢化とともに、核家族化の流れが鮮明になったところがございます。人口増加率 9. 6 %、世帯増加率 1 3. 8 % の府内最高は、私ども議会活性化特別委員会で行政視察に行きました木津川市が第 1 位でございました。木津川市に行きましてお話を聞きました。町おこしはよく聞く話でございますけども、木津川市では近々町開きが行われると。1 万人の町が新たに誕生すると聞い

て、高度成長時代のことかと私どもは驚いたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、限界集落につきまして質問したいというふうに思います。ご存じのように、限界集落とは、高齢化率が50%を超え、共同体としての自治を維持することが限界に近づいている集落を指しています。一説には、信州大学の先生が名づけた言葉だというふうにも言われております。

こうした中、綾部市は2007年、限界集落の振興を目指す水源の里条例、基本理念といたしましては、上流は下流を思い、下流は上流に感謝するといった基本理念で、水源の里条例を施行し、全国に呼びかけまして、全国水源の里連絡協議会、172の市町村の参加を得まして設立されました。こうしたことから、綾部の取り組みが全国から注目されているところでございます。

綾部市におきましては、2年間の事業費2,200万円で都市部の住民に限界集落での暮らしを体験してもらう企画などを実施。最近の報道によりますと、市の窓口を通じて45世帯、113人の新住民が誕生したと報じられているところでございます。

しかし、綾部市の限界集落は、2007年38カ所だったのが2010年には43カ所にふえております。京都府は、2005年141カ所だった府内の限界集落が、2010年には328カ所、2015年には628カ所に達すると推計するとしております。一方、東京には若い世代の流入が、一時の勢いはございませんけれども、流入が続いているところでございます。東京都の人口は、12年間で1割近くふえ、1,300万人を超えました。

しかし、団塊の世代がニューファミリーと呼ばれたころ、脚光を浴びました東京近郊のニュータウンでは独居の高齢者がふえ、マスコミが名づけた名前といたしまして、孤独の町になっているということがよく報道されているところでございます。

このように、全国各地での問題ではありますが、限界集落とは呼ばせないとする確固たる施策が与謝野町にも求められているところでございます。町長の見解をお尋ねしたいと思っております。

また、ある調査機関によりますと、旧加悦町の人口は、3年前は7,800人、現在は7,200人という報告もございます。こうした点からも実態調査をまず与謝野町内で始めてから、ぜひとも早急な取り組みを求めておきたいというふうに思います。

2点目につきまして、KTR、土曜・日曜・祝日200円、65歳以上に社会的実験を実施したらどうかという点を質問いたします。

ご存じのように、北近畿タンゴ鉄道、KTR京都府一部廃線を打診と大きく報道されまして、沿線の市・町と住民の間に緊張が走ったところでございます。報道によりますと、府北部で鉄道を利用する人口は減少する一方、1993年に303万人だった利用客は、2009年度は199万人と、100万人以上減少しているところでございます。自治体の補てん額が拡大している一方でございます。

府は、兵庫県と負担額が折り合わず、廃線を含めた経営改革を目指し、年度内に周辺自治体と交通機関を検討する委員会を発足させたいとしているところでございます。KTRは唯一の鉄道であります。京丹後市、与謝野町が陸の孤島になる。また、高校に通う生徒たちなどの生活の足を直撃することになります。KTRは、京都と兵庫を結ぶ生活路線でありまして、広域観光の推進の大きな役割を担っているところでございます。こうした観点からも、行政と地域住民が協同して、KTRの活性化に取り組むことが求められているところでございます。

こうした中で、京丹後市では、KTRの新たな支援策とした、新年度から65歳以上の市民が土曜・日曜・祝日にKTRを利用する場合、片道が200円でどの区間でも自由に乗れるようにすると発表いたしました。2011年度の一般会計当初予算案に864万人を盛り込んだところでございます。6月ごろから半年ほど、社会的実験として実施したいとしておられるところでございます。

例えば、久美浜駅から福知山駅間で1,530円が最高であります。200円制を実施いたしますと、1,330円が割り引かれます。現在、京丹後市におきましては、土曜・日曜・祝日の65歳以上の利用者は、年間2,800人いるとしているところでございます。今回の社会的実験をすることで、5,600人の利用増が図れると市は試算しておられます。

本町におきましても、早く実施するべきだと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

一方、企画列車は大変人気がございます。タンゴ浪漫号、タンゴ悠々号は、全国から注目されているところでございます。2月27日の京都駅発網野駅の丹後七姫浪漫号の予約は、発売後すぐに売り切れとなりました。語り部として参加した方からお話を聞きますと、スタッフが乗車することができずにバスで移動しましたというふうにも聞いております。

こうした企画列車も与謝野町からもどしどし提案・実施していくべきだというふうに思っているところでございます。この点につきましても、町長の見解をお尋ねしたいというふうに思います。2点につきまして、よろしくご答弁いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 杉上議員、1番目のご質問。限界集落から地域再生へについてお答えいたします。

限界集落とは、65歳以上の人口比率が50%以上という定義になっておりまして、この状態では地域における共同体機能の維持が限界に達している状態であると言われております。

さて、本町には自治会が加悦10区、野田川7区、岩滝7区の計24区でございますが、これをさらに細分化してみる必要もあろうかと考えております。町では、昨年8月、野田川地区を26地域に細分化して、加悦の10地区、岩滝の7地区の計43地域について内部で調査を実施いたしました。限界集落と言われるものはございませんでした。もちろん、24地区でもないということになります。本町では、限界集落と言われるものは存在していないことがわかりました。この地域で最も高年齢率が高い地域は41.3%、最も低い地域は22.5%になっております。

なお、限界集落とは、もともとは限界自治体という概念を集落単位に細分化されたものでございます。このため、具体的にどのようなくり方で集落を定義するのかにつきましては、議論が必要ではないかというふうに思っているところでございます。

さて、議員が申されます限界集落と呼ばせない施策が本町に求められているということですが、現状では、ご説明いたしましたように、限界集落はございません。今後もそのような事態とならないような施策の推進が必要だというふうに考えております。

しかし、先日、昨年10月1日を期日として実施されました国勢調査の速報値が公表されました。本町の人口は、2万3,457人となっており、平成17年の前回調査の2万4,906人と比較すると、人数で1,449人、率で5.8%減少しています。丹後2市2町の中では一番

少ない減少率ですが、本町でも確実に人口が減少しているところでございます。このため、今後においては、国勢調査の詳細な結果を待って、これに基づいた実態調査や、さらには加悦・岩滝地域の細分化調査も必要があれば実施すべきではないかというふうに考えているところでございます。

ただし、限界集落という呼び方につきましては、もし該当することとなった地域の方々の気持ちを察するならば、いかななものかなというふうに感じておきまして、対応施策の有無とは別に、別の呼び方を考えるべきではないかというふうに考えております。

次に、2番目のご質問、KTR、土日・祝200円に、これは65歳以上、社会的実験をについてお答えいたします。

ご承知のとおり、KTRは平成2年4月に第三セクターとして開業以来、毎年赤字を計上しており、その赤字額も年々増加している現状でございます。平成21年度決算では、約7億2,000万円もの赤字を計上し、これを京都府、兵庫県、沿線市・町が応分の負担をすることで、地元の鉄道を維持している状況でございます。本町では平成21年度、約2,900万円を支出いたしております。

このように、経営状況が悪化している原因といたしましては、沿線人口の減少、少子化、自家用車の普及、道路網の整備などが大きく影響しており、特に近年は不況、新型インフルエンザの流行によります出控え、高速道路のETC割り引きや無料化が追い打ちをかけております。

この間、KTRによりまして、経費削減や、あるいは利便性の向上、集客企画等の努力がなされ、経営改善の効果が上がってはいるものの、マイナス要素が余りにも大きく、全く追いつかない状況となっているのが現状でございます。このようなけた違いの赤字額の経営状況となり、沿線市・町では何ともしがたい中、小手先の対応では赤字額の削減は不可能でありまして、特に本町のように駅が一つしかなく小規模の自治体では、利用促進策の効果は低いというふうに考えており、特別な利用促進施策を町単独で実施することは難しいというふうに考えております。

なお、このたび京都府により、KTRをはじめとする北部地域の公共交通のあり方を検討する会が設置されることとなり、この会で抜本的な対応を検討することになっているところでございます。この検討会は、沿線市町、京都府、兵庫県、KTR、学識経験者、公認会計士、民間鉄道会社の役員等で構成し、KTRの利用者増対策、路線の一部廃止・減便、公有民営方式等について総合的に議論し、ことしの夏までに一定の方向性を出し、結果をダイヤ改正等に反映することとしております。

本町といたしましては、この検討会でKTRを維持するための最善の策を一緒に検討してまいり所存でございますので、現在のところ特別な対策は考えておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、杉上議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 答弁をいただきました。

限界集落につきましては、調査は行ったという答弁でございました。しかしながら、実態といたしましては、香河地区、例えば小学生が全くいなくなったというようなことも聞いております。こうした中山間地以外、町の中におきましても、空き家、空き地が大変目立ってきているところ

でございます。こうした点につきましても、先ほどのパーセンテージは41%という集落が一番高齢化率が高いということでございました。もうすぐ50%ということが推測されるところでございます。

まずお尋ねしたいのは、綾部市は今ご紹介しました。それから、京丹後、南丹市、伊根町、福知山市、舞鶴市と、この水源の里構想に参画されておりますけれども、与謝野町として参画の意思といたしますか、検討といたしますか、そういったことはされているのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 人口の動向といたしますか、それにつきましては、昨年だけではなしに20年から毎年やっております。その中でちょっとした数字によりまして、今まで一番高かったところがそうではなくなったり、今まで大丈夫であったところが上に上がってきたりということでございます。

ちょっとした人口の出入りによりまして、この数値というのは変わってくると思っておりますけれども、全体にそうした数値が上がっていく傾向にあるということは、否めない事実ではないかというふうに思っています。といたしますのは、平均値で申し上げますと、65歳以上の割合が20年では全体で28.16%でした。それが21年では28.76%。そして、22年では29.31%というふうになっておりますので、おっしゃるそうした傾向にあるということは、これは事実かと思えます。

しかし、今の段階ではそうした限界集落ということにはなっておりませんので、そうならないような施策というものが必要になってくるというふうに考えております。

それから、水源の里の件ですけれども、前、綾部の元、四方市長さんの肝いりで、近隣の自治体にもお誘いがございまして、与謝野町もそうした中に入れていただいております。具体的に入会という形はとったかとってないか、ちょっとその辺はあれですけれども、一応賛同する自治体ということで手は挙げさせていただいた経過がございます。1回目のそうした呼びかけについては、入会という形はとってないかもわかりませんが、説明を受け、そうしたことに賛同する意思は表明させていただいた経過がございます。

以上でございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 綾部市長のお誘いを受けて、与謝野町も参画の意思表示はしたということですが、連絡協議会の冊子によりますと、与謝野町は取り組みの報告が出ておりませんが、ぜひともこうした全国の172の市町村と一体となりまして、よく連携とりまして、いろんな取り組みを行っていくのが一つの、限界集落という言葉は悪いんですけども、水源の里としての充実した取り組みをぜひとも次回から行っていただきたいなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 22年の予算の中には、一応水源の里として連絡協議会会費を1万円払わせていただいている予定でございます。決算もおそらくそうしているというふうに思っておりますが、ただ、先ほども言いましたように、限界集落でないという、そういう状況でないということで、積極的にそれに参画して云々ということにはなっておりません。

しかしながら、限界集落でなくても水源を守るという立場で、それぞれの与謝野町内の地域に

おきましても、考え方はそういう考え方でいろいろな農業者と一般の方たちが協力してやってくというように形で物事を進めておりますので、決してそれに反してということではないというふうにご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも、会費を出している以上、積極的な参画をお願いして、取り組んでいたきたいなというふうに思いますし、旧加悦町におきましての実態調査もまたお願いしておきたいというふうに思います。

2点目の北近畿タンゴ鉄道は、深刻な状況になっているわけでございますけれども、こうした200円の社会的実験は行わないという答弁でございました。しかしながら、京丹後市の関係者にお尋ねいたしますと、これを公表するのはちょっとタイミングが。予算編成の前に公表いたしまして、宮津市、あるいは与謝野町さんともよく連携して、一斉に取り組みたかったというようなお話も聞いております。そうすることによって効果といいますか、北近畿タンゴ鉄道に対する丹後全体での取り組みがもっと盛り上がりを見せたのではないかなというふうに担当者もおっしゃってございました。

ぜひとも、取り組まないということですが、私は取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、3月19日には丹後文化会館におきまして、KTRを存続させるためのシンポジウムを開催するというふうにも聞いております。こうしたシンポジウムにも参画していただきまして、丹後全体でKTRの危機的な状況を脱するための取り組みをぜひ一歩前へ進めていただきたいなというふうに思いますので、再度お尋ねしたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、京丹後市からは一切そうした話もお聞きもしませんでしたし、先行されたというふうに思っております。それぞれの市・町の状況も違いますし、バスとの関連もあるでしょうし、私のところは先ほど申し上げましたように、一つの駅ですし、この駅につきましては大変学校に通う子どもたちのそうした通学や通勤のための乗りおりが大変多いところでございますので、そうした取り組みにつきましては全体で、先ほどもちょっとせき込んでよくわからなかったかと思っておりますけれども、沿線の市・町、あるいは京都府、兵庫県、KTR、それから学識経験者、公認会計士、民間鉄道会社の役員等で構成します、そうしたKTRをはじめとする北部地域の公共交通のあり方を検討する会というものが設置されることになりましたので、この中に入りまして抜本的な解決方法をいろいろと論議する中で、町の立場も発言してまいりたいというふうに思っております。

どちらにいたしましても、ちょっとしたそういう安くするから人がふえるという、そういうことだけではおさまらない問題でございますので、抜本的に考えるそうした協議の場というのがぜひとも早急に持たれて、その中で協議をしていくということに力を尽くしたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも、検討する会が発足いたしましたら、積極的な参画をお願いしたいというふうに思います。

もう一点、企画列車の提案実施を与謝野町、あるいは住民も積極的に行っていくべきだという

ふうになっているところがございます。この間の丹後七姫浪漫号につきましても、これは企画いたしましたのが名古屋の三重交通グループでございまして、残念ながら、丹後のNPOであり、企画会社ではなかったわけございまして、こうした点もちょっと残念であるというふうに思っております。語り部として参画されたのは、与謝野町の方も数人おられますけども、行政あるいは住民が協同でこうしたお座敷列車とか、七つのお土産がある、伝えたい丹後があるとか、いろんなタイトルでぜひとも企画して行って、多くの住民に関心を持っていただくようにしていけばいいなというふうには思いますけども、町の姿勢はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 行政や商工会、あるいは観光協会等で組織しております利用促進協議会がござい
ます。そうした中でもいろんなアイデアが出て、そうしたことが生かされて企画されている企業
もございます。

ですから、いろんな形でのそういう利用促進にかかわる、できるだけそうした利用していただく
ことがふえるような、お互いに提案をし、なおかつ赤字をできるだけ少なくしていく努力とい
うものをしなければならないというふうには思っておりますので、そうした中での提案とさせてい
ただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ありがとうございます。

無縁社会とか限界集落、あるいは陸の孤島、孤独の町、非常に寂しい嫌な言葉を連発いたしま
したけども、現実はやっぱり大変厳しいございまして、こうした限界集落と呼ばせないという強
い決意で新年度の予算も審議いたしまして、執行されていくことを期待しまして、私の質問を終
わります。

ありがとうございます。

議 長（井田義之） これで、杉上忠義議員の一般質問を終わります。

次に、3番、有吉 正議員の一般質問を許します。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 町長に3点一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず1点目、農家は有害獣から作物や農地を守らなければならない。特区申請が当たっている
のかどうかわかりませんが、何とか農家が自由に農地を守るために捕獲ができる環境整備を
お願いしたいということで1点目質問をさせていただきます。

福島県川俣町では、農林業に従事されている皆様へということで、野生の鳥獣をみずから捕獲
する場合の注意事項、次の4項目すべてを満たす場合に限られますが、案内をされております。

1、使用する猟具が囲いわなであること。箱わな、くくりわなは使用できない。みずからが事
業として行っている作物などの被害防止目的であること。3番、捕獲する鳥獣が狩猟鳥獣である
こと。4番、狩猟期間に狩猟可能区域で捕獲すること。以上、この場合は、狩猟期間の捕獲であ
っても狩猟者登録の必要はありません。上記4項目すべてを満たさずに野生鳥獣を捕獲した場合、
法律に違反し、罰則規定が適用されることがありますと、このような案内をされております。こ
れは、インターネットで囲いわなで検索してみてください。そうすると、載っております。

川俣町有害狩猟鳥獣捕獲等事務取扱要領では、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第

9条に基づき、細かく規定をされております。有害獣駆除については、与謝野町も同じく、そういった要領、要綱をつくっておられます。同法9条で学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲または鳥類の卵を捕獲するときは、環境大臣または都道府県知事の許可を受けなければならないとあります。この鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律は、現在のように日本全国で農地や町の中まで有害獣が侵入してくることを想定していない、このように私は思っております。

ことし1月6日の京都新聞の記事を紹介させていただきます。輸入オオカミで有害獣駆除。大分県豊後大野市が検討。豊後大野市では、イノシシやシカによる2009年度の農作物の被害額が約2,400万円に上ります。田畑を電気さくで囲うなどの対策も効果は薄く、有害獣駆除を担う市猟友会の会員は、60から80代が大半を占めるなど高齢化が深刻で、猟友会の会長は、今や有害獣はどこにでもあらわれ、お手上げ状態と話すとともにあります。

そこで、橋本祐輔市長は昨年、約100年前に絶滅した日本オオカミと同じ種とされる中国北部などに生息する灰色オオカミを輸入して、有害獣駆除に活用する構想を打ち出した。豊後大野市は、12年度には四国・奈良の自治体との協議の場を設け、オオカミ輸入を広く呼びかける方針。橋本市長は、市民を巻き込んで市でオオカミを飼育することも議論したい。悠長に構えている余裕はなく、国も真剣に考えてほしいと訴えているとあります。このオオカミで有害獣駆除することがいいのか悪いのかという議論はさておきまして、気持ちは、私はよくわかります。

それと、この川俣町にもあるわけですが、狩猟期間は農家は、狩猟期間に狩猟可能区域で捕獲することと、このようにあります。しかし、農作物被害は、一年じゅうであります。私は、川俣町をもっと進化させた猟友会や有害獣駆除班だけでなく、農家自身の力を合わせた取り組みができる環境づくりをつくっていくことが大事だと、このように考えております。

昨年ですか、議会が町民の皆さんにアンケートを出されました。その中に、その他の意見の欄の79番目に整理をされておりますが、町民の方のご意見を申し上げたいと思います。イノシシが畑を荒らして困っています。聞くところによりますと、わなとかかきを荒らされた箇所自由に置けないのだとか。私とこの畑も大根、里芋、菊など、すごくやられました。なぜ許可を受けなければ設置できないのかわかりません。すぐにおりを置けるように許可をしてもらえないでしょうか。いまだに両足で掘り返されていますとあります。

この町民の方の意見を紹介して、1回この件に関する質問を終わらせていただきます。

2点目の産業振興条例の制定の予定はということで、町長に質問をいたします。

この3月議会で、私は条例案が提案されると期待をしておりました。産業振興会議で議論されていると思います。この1月には京都大学の岡田先生の中小企業基本条例の講演もあり、私も聞きに参りました。この条例をいつ出されるのか、町長にお伺いをいたします。

3点目の質問に入ります。岩屋西部辺地計画の新たな策定を町長にお伺いいたします。

岩屋西部辺地計画で、旧町、野田川町より福祉の里や町道岩屋川線が整備されてまいりました。新たな整備計画は町道岩屋川線の完成後と言われ続けてきたわけでございます。雲岩公園周辺整備、また、町道大文字線、農道、水路など、地元の意見を取り入れながら、一日も早く計画策定に入っていただきたい、このように町長にお伺いいたします。

この3月予算議会で提案されております平林辺地、加悦に係る総合整備計画の変更、奥滝辺地

に係る総合整備計画の変更等を出されております。また、明石ゾブ川改修、これは3年目に入るわけですが、合併特例債、地元負担は2.5%。また、B線改修、23年度には700万円の計画策定の費用がついております。こういった大きな計画の中で岩屋の環境整備も進めていただきたい。加悦は加悦でやられたらいいと思いますが、町長のお考えをお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 有吉議員のご質問の1番目、農家は有害獣から作物や農地を守らなければならない。捕獲の特区申請をについてお答えいたします。

議員ご紹介のとおり、条件を満たせば狩猟免許、あるいは狩猟登録を行わずに野生鳥獣を捕獲することは可能です。捕獲を行う条件としては、農林業者が一定の収入を得るために農業または林業事業者が事業を行う土地において、野生鳥獣による農林産物被害が発生している場合、農林業被害を与える野生動物を所有地内で捕獲するために設置する囲いわなは、法令の適用除外扱いとなり、法定猟具から除外されるため、狩猟期間に狩猟免許がなくても捕獲が可能となります。

しかし、法令に照らし、法の主旨を十分理解の上、留意して行わないと、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に抵触し、罰則規定が適用される場合があるようです。まず、法令の適用除外には、自家消費を行っている耕作者、家庭菜園などは含まれませんので、この場合は、狩猟免許及び狩猟登録が必ず必要となります。

町といたしましては、法の解釈が複雑でなかなかわかりにくい条件のもとで、狩猟に関する知識のないままに捕獲業務や殺処分を行っていただくと、法に抵触し、事故につながることも予測されますので、狩猟免許を取得していただき、狩猟に関する知識を得た上で捕獲業務を行っていただきたいというふうに考えております。なお、わな猟、銃猟とも狩猟免許取得経費に対して補助を行っておりますので、活用していただきたいというふうに考えております。

特区につきましては、他県のある市では、わな免許を持っていない人が免許所持者の指導を受けて、わなの設置に携わることのできる有害鳥獣被害防止特区、わな免許特区を内閣府に申請され、認可予定の段階にあるようですが、実施を見合わされているというふうにお聞きしております。

理由といたしましては、狩猟免許取得に意欲のある人が免許を取らなくなり、知識を持った担い手が減少するなど、結果として有害鳥獣対策が衰退する心配があり、まだ検討すべき点が多いことを挙げて、実施を見合わせているというふうに向っております。

本町におきましても同様なことが想定できますので、現在のところは先ほど答弁いたしましたとおり、狩猟免許を取得していただき、狩猟に関する知識を得た上で捕獲業務を行っていただきたいというふうに考えております。

また、議員のご質問にもあります猟友会や有害駆除班だけではなく、農家自身の力を合わせた取り組みができる環境づくりは、これはとても重要であるというふうに考えております。有害鳥獣の駆除につきましては、安全かつ効率的に捕獲を行うため、経験が豊かで銃器による止め刺しなどが行える猟友会へ駆除業務を一括して委託し、被害軽減のための捕獲業務を実施しております。

しかし、猟友会員の高齢化や減少により、猟友会のみで駆除活動を行うことは非常に現実的に難しく、おりの見回り、えさの確保や補充、捕獲後の処分の労力を考えますと、一人で管理できるおりの数は限られております。現在でも町内には滝、金屋地区のように、二つの集落が連携し、区、農業者、猟友会で役割分担をし、捕獲業務を行われている地区もあります。おりの設置には、狩猟免許や許可が必要になりますが、おりの見回りやえさの確保や補充、殺処分した後の運搬や埋設処理には、免許や許可の必要はありません。地域の方がこのような業務の一部を負担することで、猟友会員が同じ労力で多くのおりを設置することができるようになります。

今後は、さらに地域と猟友会が協力し、駆除を行う体制づくりが重要であり、効率的に有害鳥獣駆除の目的が達成できるよう、地域のご理解を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

与謝野町におきましても、有害鳥獣による被害は、農林産物被害にとどまらず、生活環境へも影響を及ぼしていますので、地域、猟友会、行政が連携し、効果的な駆除が行えるそうした体制づくりや有害鳥獣捕獲業務、緩衝帯整備事業、電気さくなどの防除施設への補助事業の充実を図り、総合的な有害鳥獣対策の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

2番目のご質問、産業振興条例の制定の予定についてお答えいたします。

ご承知のとおり、産業振興条例、あるいは中小企業振興条例の制定につきましては、昨年度に策定しました産業振興ビジョンの中で最重点課題として位置づけておりますが、いずれにしても、この条例の制定につきましては、条例を定める意義、あるいは中小企業の果たす役割、行政や地域が果たさなければならない役割などを、それぞれが十分理解した上で地域経済の活性化に向けて、地域全体が同じ方向に進む、そうした意識が何よりも必要だというふうに思っています。

そのためには、この条例制定に当たっては、多くの皆さんに関心を持っていただくことが必要であり、みんなでつくり上げていく条例、そのような条例になることが必要であるというふうに考えております。

現在、産業振興会議では、行動プログラムの具現化を協議していただいておりますが、並行して条例制定についても各条項の内容を確認しながら、たたき台を作成していただくこととしておりまして、まずは京都大学の岡田教授にお世話になって、中小企業振興条例とは何かについて、多府県の市町の事例も交えていただきながら、勉強会の位置づけで講演会を開催していただいたところでございます。

私は、あいにく他の公務と重なり出席できませんでしたが、委員以外からも多くの方々にご来場いただいたと報告を受けております。なお、この講演内容につきましては、より多くの方に知っていただきたいので、本町有線テレビで放映させていただいたところでございます。

条例制定の時期でございますが、条例制定に向けた検討はまだスタートした段階であり、今すぐに実現ということにはならないと思っておりますが、幸いにして岡田先生には産業振興会議のオブザーバーとしてお世話になっておりますので、先生のご助言をいただきながら、みんなでつくり上げた条例となるよう進めてまいりたいというふうに思っております。

条例を先に定め、その理念を皆様に理解していただく方策も一案であります。私といたしましては、少しでも多くの方々が条例の意義をご理解していただいたそうした段階で、議員の皆様

にもお示しをし、ご提案させていただきたいというふうに考えております。なお、産業振興会議の委員の皆様は、制定に向けて積極的に取り組んでいただいております。

したがって、年度内には策定できると考えておまして、町としましても多くの皆様に条例の意義を知っていただくため、積極的に情報公開など、広報等の取り組みも努めたいというふうに考えております。

続きまして、3番目のご質問、岩屋西部辺地計画の新たな策定についてお答えいたします。

岩屋西部辺地総合整備計画は、現計画としては平成18年から22年度までの5年間を計画期間とし、ちょうど岩屋川線道路改良事業、情報通信基盤整備事業、岩屋簡易水道整備事業の3事業を実施していく計画とし、順次整備に努めてきたところでございます。ちょうど岩屋川線道路改良事業は、23年度以降も継続しなければなりませんので、23年度に改めて計画を策定する必要がございます。

委員が申されます雲岩公園周辺整備や町道、農道等の整備につきましては、地元の皆様との考え方の調整、あるいは、町としての必要性や優先順位を勘案する必要がございますので、現時点でお約束をすることは困難でございます。なお、参考までに申し上げますと、町道の整備や観光施設の整備は、辺地対策事業の対象となりますが、農道につきましては、国庫補助の採択基準に適合するか、もしくは受益面積がおおむね10ヘクタール以上という規定がございますので、必ずしも辺地総合整備計画に掲載できる事業ばかりではないこともどうかご理解いただきたいというふうに思います。

以上で有吉議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 有吉議員の質問の途中ですが、ここで15分間休憩をいたします。

2時40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時40分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、有吉議員の一般質問を続行いたします。

有吉議員。

3番（有吉 正） 町長にお伺いいたします。

ちょっと確認もあわせて再度お伺いするわけですが、特区申請があったと、くくりわなについてというようにおっしゃった、お答えいただいたと思うんですが、ここに書いてあります箱わな、くくりわな、囲いわな、これが理解できないと、これはなかなか難しいわけなんです。くくりわなというのは、いわゆるワイヤーで引っかけるわけなんです、非常に危険です。特に、イノシシ、シカ、このワイヤーの範囲を走り回ります。場合によっては、ワイヤーが切れるかもわからない、それがくくりわなですので、これについては実施を特区申請されて許可があったとしても、実施を見合わせるというのはよくわかるわけでございます。

そういった点、もしあれでしたら町長以外にご答弁いただけたらいいんですけども、いわゆるわなも3種類主に使われておるわけですが、そういった点をきっちりと把握していただかなければならないと、このように思います。

それからもう一点、有害獣対策協議会があるかと思えます。たしか、代表は副町長だったんではないかなと思うんですが、いわゆる都道府県の知事が認可権を持っておるわけですね。許可

を受けなければならない。都道府県が、こちらでしたら京都府が許可を出すわけなんですけど、非常にクマでもツキノワグマも12月議会で言いましたように、非常に難しい。これについても有害獣の許可に対する、我々駆除班ではないのでわからないんですが、非常にややこしい、難しい問題もあろうかと思えます。そういう点も考えておられるのかどうか、お伺いをいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） この有害鳥獣の件につきましては、私も余り存じ上げてないところもございます。そういう点で農林課長のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

それと、対策協議会の中での対応ですけれども、おっしゃるとおり、都道府県の許可が非常にややこしい問題であるというふうに思いますし、そういった点でも課のほうで把握しております情報につきましては、農林課長のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

特区申請をされて、その後、実施を見合わされているというふうに町長の方がご答弁させていただいておりますのは長野県の伊那市でございます。伊那市におかれましては、昨年10月上旬に内閣府の方に申請をされたというふうに伺っております。

申請の内容としましては、わな免許特区ということですので、わな全般にわたる特区の申請ということで、わなには、有吉議員もご承知のように、くくりわな、箱わな、箱落とし、囲いわな、この4種があるようでございますけれども、これら全部について、いわゆるわなの免許を持たなくても、免許所持者の指導を受けて、わな設置に携わることができるという特区の申請をされたということですので、10月上旬に申請をされて、その後、庁内で、特区導入について市内の猟友会などと検討を重ねられましたところ、狩猟免許取得に意欲のある人が免許を取らなくなると、結果として、有害鳥獣対策が衰退する心配があるというところで、再度、検討するために実施を見合わされたというふうに事例としてお伺いをしております。

それから、先ほど、クマの例を出されまして、許可が非常に難しいという内容のご質問があったわけですけれども、クマが出没、あるいは捕獲をされる際に、京都府の方とは、電話等で綿密にやりとりをいたします。

したがいまして、できるだけスピーディーに許可がいただけるように取り計らっておりますので、その連携プレーはさせていただいております。

ただ、クマは一応保護されておりますので、扱いについては、逐一、京都府の指示なり、指導を受けなければならないというところはあろうかというふうに思っております。

ご答弁になったかどうかわかりませんが、以上で私の方の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 有吉議員。

3番（有吉 正） 理解はできました。ただ、先ほどの、長野県の伊那市の例ですか、これも理解はできました。

あと、猟友会との関係ということがあろうかなというふうに、私もわなの免許を取って、いろいろな諸事情で、それこそ、お医者さんの診断も要りますので、そういった観点から行けなかった、ほうってしまった経過もあるんですが。

ただ、そういったことを知っていただく、町民に知っていただく、川俣町はこういう形で町民

に出しとるわけです。だから、知っていただくということは僕は大事だろうと思います。その免許を持つとんじやなしに、身を守る、農地を守る、作物を守る、それが家庭菜園ではあかんだとかいろいろなことがうたってあるわけなんです、基本的にはそうではないんだと。家庭菜園だって、それで作物をとって食べるという基本的な権利があろうかと。ただ、義務も生じるわけで、義務と権利をきちっと整理しながら、町民にお伝えしていくということが、私は、まず第一に必要ではないかなと、このように思います。

先ほど言いました、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の9条というのがどおんと載っておる、そういった中で京都府が管理をされておると。そういった中で、各市町村がそれに基づいて動いているということなんです、やはり今はそういったことを想定していない状況まで私はなっているんだと。先ほどの、オオカミの件ではないですけども、そこまで来ておるといのが現状で、いつだった、元気館で、議員あるいは理事者の方もおられました、課長さん方もおりましたが、勉強会がありました。そのときに来られた先生、拓殖大学の先生だったかなと思うんですが、要するに、行政マンは、職員は法律を守らなければならない、条例を守らなければならないわけでありまして、ですから、法律の範囲、動いておられる、これは仕方がないわけがあります。

そこで、やはり京都府知事、あるいは町村の長あるいは我々議員がそういったことをどういうふうに権利と義務の関係を進めていくのか、今の現状に合わせて、それを町長にやっていただきたい、このように質問しておるわけでございますので、再度、この件に関しては、最後のご答弁をお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） もちろん、法律をつくったり、あるいは守らなければならない、その行政のやれる範囲というのは限られてくると思います。先ほども申し上げましたように、猟友会の方、あるいは農業関係者、せんだつても、農業共済の方で、電気さく等々、そうしたものの設置についての講習会等をやらせていただいたのが大変好評で、いろいろなところからも問い合わせがありましたけれども、そのことについて宇陀市からも見学に来られました。

といいますのは、よそに比べて、府、それから農業関係者、そして、地元の農業者等々が、あるいは区等が協力してそうしたことに取り組んでいるというその取り組み方について非常に興味を持たれたといいますか、すばらしいということで来ていただいたんですけども、先ほど申し上げましたように、それぞれに限界がありますけれども、やはりそこが連携して、どうすればそうしたものに対して、安全に自分たちの命も守りながら、また、農家の方たちの被害も最小限に食い止められる方法があるのか、やはりそうしたことを協議し、そして、それを実践に移していくということが大切ではないかなと思います。

そうした中で、町でできる範囲として、わなの免許をとっていただく方、あるいは銃の免許をとっていただける方の補助制度を設けたり、いろいろな形で、お互いが協力し合っているとこを補いながら地域ぐるみでやっていくという、そうした姿勢が必要ではないかというふうに思います。

今いただきましたご提案やら、あるいはそうした件につきましては、常々、やはり今後の課題としても大事なことでございますので、協議をしていく、あるいは考えていくという、そうした

姿勢を持って進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご協力をいただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） わかっていただいたような、わかっていただけてないような、あと一歩しなければ、そんなきれいごとでは済まんところまで来とるんではないかということが言いたいわけなんです。

厳しいことを言いますが、与謝野町の町長なんです。だから、それをやるのは町長しかないわけでありまして、そうか、一農家として個人的に突っ走るか、どちらかしかないわけなんです。そこをやっぱり行政として整理をします。これは行政ではできないわけなんです、政治がかかわらないと。そういう点を、もうこれ以上は結構でございますが、わかっていただきたいなというふうに思います。

それから、産業振興の条例につきまして、中小企業振興条例がいいのか、その辺は今審議されておるんですが、昨年からずっと言い続けております、これも先ほどの件にも絡んでおるわけなんです、いわゆる与謝野町野生鳥獣被害対策資金貸付事業要綱というのが、いわゆる補助金の貸付金ですね。国から入ってくるから、そのとき返すと。それまではこれを使って、そういう被害対策に使われておるといことなんです、いわゆる補助金を受けながらやっていく事業というのは、農業であったり、例えば、水路、農道、それから、商工観光課もそういった事業があるんじゃないかと思うわけなんです。

いわゆるその補助金は成果主義で、全部やらなければならないと。それについて、これは要綱で出されております。ですから、条例ができなくても、要綱で出されるということが先行しても、これができておるわけですから、そういったことを考えていただけるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういった点は考えられることは可能だというふうに思っております。

それから、先ほど、ちょっと答弁の中で不明確だったのが、年度内ということを行いましたのは、平成23年度内にはできるということで、この年度内という意味ではないという点、おわびを申し上げたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 最後、質問をさせていただきます。

先ほど、岩屋の整備辺地計画の中で、農道は、受益面積は10ヘクタール、農道、水路合わせたあれもあったのかなという、辺地債で、それは、野田川町のころなんです、室ノ木農道というのが石川の方の川上辺地でなされたんじゃないかなと。それから、堂谷辺地で、堂谷の周辺の、名前は忘れましたが、農道整備をされたというふうに思っております。これは辺地債だったというふうに思います。

それが果たして10ヘクタールあったのかどうかというのは私にはわからんですけれども、その辺、再度ちょっと確認をしたいなというふうに思います。

それから、先ほどご答弁いただきました、いわゆる貸し付け要綱ですね、これについても、できるだけ早いうちに整理していただけたらありがたい、このように思います。

よろしくします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 辺地計画に係ります件につきまして、吉田参事の方からお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

農道の辺地採択基準でございますけれども、先ほど、町長が申し上げましたのは、国庫補助の採択基準に適合するか、もしくは、受益面積がおおむね10ヘクタール以上ということでございます。

したがしまして、国庫補助基準の採択基準に適合するというのが一つ、それから、国庫補助基準の採択基準に適合しなくても、受益面積がおおむね10ヘクタール以上あれば、辺地債の対象になると、こういうことでございます。

ここで、国庫補助の採択基準に適合するかということにつきましては、採択基準に適合していても、国庫補助を受けるかどうかということは、町はそれは選択はできるということでございます。別に受けなくて、単費でやってもいいと、辺地債だけでやってもいいということでございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 貸し付け要綱の幅の拡大の件です。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 貸し付け要綱の件につきましては、有吉議員さんのご質問だったかと思いますが、町長の方から、この産業振興会議の中で検討をさせていただくということをお約束させていただいております。

したがしまして、現在、産業振興会議を開催中でございますが、その中で検討がなされたということでございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） なら、この件についても23年度中ということでございますか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 産業振興会議の中で検討するということございまして、そのことの実施についてお約束をしたということではない。検討するということをお約束したということございまして、その必要性から議論をしていただくということでございます。それが23年度中に結論が出るであろうということでございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 町長にご答弁をいただきたいと思いますので、よろしくします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ですから、今ここで結論を申し上げることはなかなか難しいと思いますけれども、しかし、議会の中でもいろいろ論議されたことございまして、産業振興会議の中でも十分論議をいただきまして、不公平のないような形で進められるものであれば、進めてまいりたいというふうには思っておりますが、一応、一つの結論としては、そういう方向性を受けた上で考えさせていただきますというふうに思います。

3 番 (有吉 正) 終わります。

議長 (井田義之) これで、有吉正議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8 番 (浪江郁雄) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、空き家・廃家対策について、5点、町長にお伺いいたします。

この問題は多くの自治体が抱えております共通の課題であります。土地や建物が個人の所有している財産であるため、地域から苦情があっても、行政の打つ手が限られているのが現状ではないでしょうか。

しかし、長年放置されると、地域でさまざまな問題を引き起こしていることは、皆様ご存じのとおりでございます。

例えば、自然倒壊の危険や放火による火災、強風によってかわらや木片が飛散し、けがをするなどの災害、ごみの不法投棄、犬や猫のねぐら、最近では、イノシシやシカも住み着いていると聞いております。

また、害虫やシロアリの繁殖地になるなど衛生上の問題、また、不審者や非行少年のたまり場になるなどの防犯上の問題、さらに、景観に悪影響を与えたり、道路や隣の家到庭の木や草がせり出し、邪魔をするなどが上げられます。廃家の処理につきましては、所有者の自己責任による対応が原則ですが、危険度などに応じて、対応できる制度を整える時期に来ていると思っております。

そこで、1点目の質問ですが、まず、町内全域の実態調査による現状把握はされていますか、お伺いいたします。

2点目は、建築基準法第10条には、保安上、危険な建物等に対する措置として、著しく保安上危険であり、または、著しく衛生上有害であると認める建築物に対しては、除去等を含めた改善指導を行うことができるとあります。ここで言う改善指導の状況と、その成果を伺います。

3点目は、空き家に特化した条例、例えば、所沢市の空き家適正管理条例などを制定し、所有者への行政指導の強化を図れないか、ご所見をお伺いいたします。

4点目は、空き家の有効活用策を伺います。

例えば、通告書にも書いてございますが、空き家と家を探している人とを自治体がマッチングさせる取り組みの空き家バンクについて、また、空き家を改修活用して、地域活性化や地域コミュニティの維持・再生を図ったり、空き家を除去して、防災性や防犯性を向上させる社会資本整備総合交付金事業、旧空き家再生等推進事業について、それぞれご所見をお伺いいたします。

5点目は、撤去への取り組みについてですが、一つには、所有者が特定できない危険な廃家は、何らかの手の後、公的解体ができないかお伺いいたします。

次に、危険な家屋を解体したくても、経済的な理由により困難な方に対して、背中を後押しできるような独自の助成制度が創設できないかお伺いいたします。

最後に、町への更地の寄贈は可能であると認識しておりますが、例えば、空き家や廃家の寄贈の申し出があった場合、町が譲り受けて、公費で解体・撤去し、その後、公園や避難所、防災倉庫などの公的用途に利用できないかお伺いいたします。

以上で一回目の質問を終わります。

ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 浪江議員ご質問の、空き家・廃屋対策についてお答えいたします。

少子高齢化の進展とともに、独居のお年寄りの世帯が年々増加する中で、ご質問の空き家や廃屋の数も増大する懸念は、昨年の町政懇談会でもご意見をちょうだいするなど、ご指摘のとおり、ご近所の方々にとりましても、自然倒壊の危険や放火、強風によるかわらの飛散やそれによるけがなどの心配をはじめ、青少年のたまり場になるなど、防犯上も、あるいは景観上にも問題があることは十分認識しているところでございます。

一方で、空き家などは個人が所有されている財産でありますので、行政としても打つ手がないのが現状でございます。

その上で、まず1点目の、実態調査による現状把握はとのお尋ねでございますが、平成20年に、総務省が土地・住宅統計調査の中で標本調査として実施されていますが、全数調査ではなかったために、その実態は明らかではなく、また、町独自の实態調査も、現在のところ考えておりません。

次に、2点目の、建築基準法第10条による改善指導の状況と成果はとのお尋ねですが、ご承知のとおり、建築基準法第10条は、都道府県知事や建築主事を置く政令指定都市などにありましては、市長が特定行政庁として、撤去を含む改善のための措置を勧告したり、措置命令を発するなどの権限を行使することができますものの、その他の市町村では、当町も含め、建築主事を置かないため、これらの権限は都道府県知事になります。

したがって、このような場合は、京都府と連携をとりながら、京都府からこれらの措置をとっていただく必要があります。

続いて、3点目の、所沢市の空き家適正管理条例など、空き家に特化した条例を制定し、所有者への行政指導の強化を図れないかとのご提案でございますが、所沢市では、市民から、犯罪や火災などを懸念しての相談が相次ぐ中で、所沢市も政令市ではありませんので、当然ながら、建築基準法に基づく権限はありませんが、市独自の何らかの対策ができないものかと検討された結果、条例化に踏み切られた経過があるようでございます。

当町でも、空き家や廃屋に限らず、管理が行き届かない状態の家屋は、今後ますますふえていくであろうというふうに思いますが、果たして、所沢市のような条例化がいいのか、廃屋同然の建物などを強制的に撤去させるなどの強い権限を持つ京都府と日常的に緊密な連携を図りながら対処していく方がより効果的ではないかなど、課題を整理しながら検討させていただきたいというふうに思っております。

4点目でございます。

空き家の有効活用策はについてでございますが、現在のところ、社会資本整備総合交付金を活用した空き家バンク事業を町として活用する計画はございません。

続いて、5点目の、撤去への取り組みはについて三つのご提案をいただきました。

一つ目は、所有者が特定できない廃屋を、何らかの経手後に公的に解体できないかについてで

ございますが、所有権を有する個人の資産を、その同意なしに解体することは、現行法上は許されていないと思いますし、2点目の、経済的な理由で解体が困難な方に助成制度を創設するなど支援できないか。また、3点目の、寄贈を条件にした公費による解体・撤去ができないか。そして、その跡地を公園、避難所、防災倉庫などの公的な目的に利用できないかについては、残念ながら、現在のところ考えておりません。

いずれにしても、冒頭に申し上げましたように、町政懇談会でも話題に上るほど、住民の皆様にとりましては、防犯上や景観上の問題、それに、自然倒壊やシロアリ被害なども含め、心を痛めておいでの問題であるとの認識は私も持っておりますので、今後の社会情勢の変化も注視しながら、町としてできる方策を考えていきたいというふうに思います。

以上、浪江議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今いろいろとご答弁をいただきまして、私もいろいろと提案といたしますか、させていただきますが、なかなか考えていないという答弁が大半ではなかったかなと思っております。

そうであるならば、今後どのような方策を今考えておられるのか。これらにかわる方策、先ほど、京都府との連携という話がございましたが、そのあたりをちょっともう少し詳しくお伺いしたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろな撤去等々の権限は京都府がお持ちでございますので、そうした物件あるいは家屋につきまして、やはり危険があるような場合、京都府と連携をしていただいて、そこからの強制的な命令を出していただくということのほか、町ではそれができませんので、そうした力をお借りするという事になるかというふうに思います。

実際に、皆さんもほとんどの方がご存じなように、もうつぶれかけた家の中で、わしは出ていかんという、非常に強固な意志をお持ちの方がございまして、本当に家が倒れかけて、どうなるかというふうなことがございましたけれども、やはり町としても、そういった状況であっても、地域の方も我々も手が出せないというのが現状でございます。そうした中で、やはり京都府のそうした力をお借りしながら連携して、執行していくということになるかと思っております。

それから、空き家のそうした空き地対策についてでございますけれども、これ、平成7年の9月の与謝野の広報の中で、よさの人ということで、NPO法人・いい田舎暮らしの記事が出ていて、ご存じかと思っておりますけれども、あの方たちがそうしたNPOで、町内にあります土地や家屋、そうしたものを、お互いに情報を交換し合い、一人でも多くの方に田舎暮らしをしていただけるような、そういう取り組みができたということ、地域の方たちと連携しながらしておられましたけれども、今、ちょっとはっきりと私もわかりませんが、それが途絶えているような、ちょっとその辺はわからないんですけども、休止しているのか。

しかし、こういったやっぱり民間の方たちのそういうお互いの情報を提供し合う、あるいは与謝野町に来て家が持ちたい、あるいは与謝野町に住みたいという方たちの情報を、やはり民間の方がしていただくのが一番いいのではないかというふうに思います。行政が入りますと、どうしても公平感というのが保たれないというふうに思いますので、いろいろな形での情報を交換でき

るそうしたサイトを利用していただくなり、というような形でしていくのがいいのではないかと
いうふうに思っております。

また、この土地、もう町にやるで何とかしてくれというのをよく聞くんですけども、町も抱
えております土地がたくさんありまして、ご承知のように、岩滝劇場のつぶれかかった建物をた
またまラッキーなことに、国の交付金を使いましてつぶすことができ、新たな有効利用が図ら
れておりますけれども、やはり町としては一定の目的、きちっとした目標がない中で土地を求め
ていくということではできませんので、やはりそれらもご理解いただきたいというふうに思います。
やはり公園として必要だということなら、この与謝野町全体の中でどれぐらいの公園があって、
どういうものの規模が必要かというような、そうしたことの上に立って、初めて土地ということ
になると思いますので、それらを考えますと、いいようなんですけれども、なかなかそれは行政
としては手が出せないというのが現状で、その辺のところをぜひご理解いただきたいというふう
に思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 先ほど答弁いただきましたNPO法人のいい田舎暮らしですね、これ、与謝野町
の方がやっておられて、ホームページなどには、一日100件ぐらいアクセスがあることがある。
ですけれども、問い合わせとなるとそのうちの10分の1ぐらいしかなくて、なかなかうまいこ
とってないといえますか、なかなか決まらないという話もお伺いしております。

この空き家バンクですけれども、最近では多くの自治体も始めておられまして、例えば、伊根
町などでも、この舟屋に住んでみませんかみたいな形でやっておられます。

こういったことも、民間の方々のというのはわかるんですけども、やはりこうした状況、こ
れから空き家とかもふえてくるというのは、恐らく増加してくるんだろうなという、また、非常
に大きな問題になってくるであろうという、そういうことを思いまして、自治体としてもこうい
ったことに取り組んでいくのも一つの方法ではないかなというふうに思っているわけですが、こ
のあたり、自治体がこうした空き家バンク等を運営されていることについてのご見解をお伺いし
たいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、やはりこれは自分の財産をどう処分していくか
ということがかかわってきますので、それらについては、やはり民間でやっていただくのがベス
トであるというふうに思っております。

そのお気持ちもよくわかるし、ということですけども、例えば、伊根町でもそういう舟屋の
民宿などのところでも、やはりいろいろとトラブルが出てきていると思います。重伝建の中で改
造をしていくということで、町がかかわりますと、またそれらのことについても、より以上に指
導ができないような状況になりますので、やはりそうではなしに、民間の方にしていただいて、
その中で町も指導させていただくなり、あるいはきちっとわかる形で連携をとっていく中に入ら
せていただくとか、何かそういう方法を一工夫する必要があるかなというふうに思っておりま
す。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、ちょっと前の答弁の中で、撤去についての答弁があったわけですが、

何も空き家をすべて町がもらい受けて更地にするとか、そういうことを言ってるのではなくて、やはり危険な、非常に町なかにあつて、倒壊の危険があるとか、そういったところを基準に、私はこの撤去への取り組みという形で上げさせてもらったわけなんです。

このあたりは非常に危険だと、だれが見ても危険だという一定の条件を整理するのも一つの手かもわからないですけども、このあたりの考えを再度お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） どこまでいきましたが、基本は個人の所有をしてられる財産ですので、その方がどうするのかという意思がまず一番だというふうに思いますので、それを飛ばして、危険だからということで、近所の方がそう望んでられるからということにはならないというふうに思いますので、その辺のところをできるだけその住んでいる方、あるいは持ち主の方の了解を得る中で、撤去するということについては、そうした手続や手順が必要だろうというふうに思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 私は、やはり最初の質問でも言いましたように、そうした個人の所有物でありますから、その辺あたりは十分わかった上で、こうしたいろいろな防犯上、あるいは衛生上でありますとか、いろいろなそういう問題に対しての対応という形で質問を今回させていただいているわけです。

それから、条例の件でございますが、やはり町民の皆さんの意識と申しますか、こういった条例をつくることによりまして、そうしたまた意識も植えつけていけるのではないかなという、その空き家の適正管理ですね、こういうあたりの観点からも、町はあくまでも個人、個人と言われますけれども、こうした空き家の問題が大きくなる前に、大きくなってくるときに、あらかじめこうした条例をつくって、そういう適正管理に向けた動きをしていくというのも一つの手ではないかと思うんですけども、そのあたりの観点からご答弁いただけますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、やはり町独自でそうした制度を持つということには非常に限界もございますし、それよりは、やはり権限を持った京都府に連携をして、お世話になって、その中で処置をしていくということの方が、脆弱なこの我々の町のような自治体の場合には、やはりそれが一番最善の方法ではないかというふうに考えますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、財政の観点からも言われましたけれども、この条例によって、特段、財政出動があるとか、そういうふうには私は理解してないんですけども、今言われた、財政が脆弱な自治体では難しいという、そのあたり、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 財政的な効果というのはちょっと、直接的にあるのかなのか、検証もしたことないですけども、一定のそういう方向で取り組んだところの中身を見ますと、やはり一定の効果が上がっているというような結果は出ているというふうに、例えば、所沢市などの場合はそういうふうなことが言われておりますけれども、そういうことも含めて、今後、大きな検討課題になるかと思っておりますけれども、ここ当分の間、そうしたことに取り組むということは非常に難しい

要素があるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） じゃあ、条例の件もそうなんですけど、ちょっと答弁の意味がよく私もわからないんですが。

それでは、実態調査についてですが、だんだん戻っていったらんですけども、一回目の答弁が、実態調査は考えていないというご答弁がございました。

今、町の方にそういった空き家、空き土地、こういったものに関する苦情といいますか、苦情というか、町民さんからの相談とか、そういったような状況はどのように見ておられますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） お答えします。

この間からの大雪等々によりまして、一部、倉庫等の屋根が壊れたとか、いろいろなことがございましたので、そういう意味では、自分たちの地域のそうした、おいでにならない、あるいは倉庫みたいなどころだったら人が住んでおられないわけですけども、そうしたものに対する相談というのは、全然ないというわけではないというふうに思いますが、そんなにたくさんの数値ではないというふうに思っております。

それから、調査云々ですけども、これも非常に難しく、我々の地域の近くにもあるんですけども、1年に一回、お盆の時しか帰って来られない。何とか処分したらどうだと言ってもやはり自分の祖先の墓がここにある以上、やっぱりこの家は家としてのけておきたいと。たとえ、1年に一回でも二回でも帰ってきて、ここへ住みたいんだというような人もありますし、それらの方たちを一つ一つ調べるといのは非常に大変な作業になろうと思います。

そして、たとえおいでにならなくても、それを処分する意思があるのかどうかというようなことまで考えていきますと、処分したくても処分できない事情があったり、いろいろと問題も、ほかの新たな問題が浮かんできますので、そういう意味では、個人的な情報にもかかわる問題でもありますので、町が率先して調べていくということについては、ちょっとそれもいささか問題があるのではないかとこのように思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） こういった空き家とか、こういった空き地とか、これの苦情がさほどないというお話でしたけれども、私は、結構ちょこちょこ、空き家になった家のかわらがずってとか、木がこんなになつとるとか、あと、衛生上の問題でありますとか、こういったご相談を受けとるわけですが、なら、まちの方にはそういったことは特段ないと、そんなはないというふうに理解したらよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 多くの課にまたがりますので、どこの課がどうということがわかりませんが、私の耳の中に入ってくるのは、非常に地域からの強い要望等が出てまいりますものについては、やはり町も一緒になって解決策を考えていく必要があろうかというふうに思いますし、一つ一つのそうしたものについて、特に建設課あたりだろうと思いますけれども、特別どうだということでお答えすることにはならないかと思いますが、そういう対応の仕方をさせていただいているということでございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ちょっと細かいことばかりやりとりして申しわけないんですけども。

今、町長、答弁がありましたように、多くの課にまたがっと思うんです。例えば、防犯上であれば防犯の方、また、福祉課の方でありますとかいろいろまたがっと思うんです。

そこで、やはりこの所沢市のこういった条例等を策定しますと、また、窓口が一つにできるといいですか、今、与謝野町の中でそういった一つ窓口をつくっておられるのであれば、それはそれでいいんですけども、こういったことにも、一つの窓口で済む、役場に行って相談したら、それはこっちの課へ行って、あっちの課へ行ってというようなこともなくなるというふうに思いまして。そういうことで、また実情がよりわかっていたらいいかなというふうに思っております。

この窓口の件ですね、そういった空き家等に関する相談・苦情等の窓口が今どようになっておられるのか、多くの課にまたがっているという話がありましたけれども、それならそれでいいですけども、これを一つの窓口にするというようなことも必要ではないかなと思うわけですが、このあたりお伺いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） すべての課にまたがりますので、副町長の方から答えさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それでは、一部、繰り返しになるかもしれませんが、私の方からもお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、窓口のお話ですが、町長も申し上げましたように、そんなに町民の方、あるいは地元の各区から役場の方に苦情とか相談があったというわけではないと思っております。

ただ、私も12月か9月の議会で少しお答えをしましたように、相談・苦情はないことはないんでありまして、例えば、この間ありますと、福祉課の方に連絡が入ったり、あるいは建設課の方に連絡が入ったりした事例がございます。いずれも、相談を受け付けました課は判断にあぐねるといいですか、そういうことで、総務課の方に最終的に行きまして、総務課の方で、以前、議会で申し上げましたように、これはどういうふうに考えるべきかということで、町の顧問弁護士さんとも考え方の整理をさせていただいております。その弁護士さんいわく、やはり町長が繰り返し申し上げておりますように、私有財産ということがあって非常に難しいと、なかなか妙案はないというようなお話だったと思っております。

ただ、例えば、その廃屋か廃屋まがいの家が、公道に面している、公の道に面している場合は、それが道路の方に倒れかかると、公共の交通に支障がある場合は、道路管理者として一定の手だてがあるのかなというようなお話はちょうどいたしましたけれども、基本的には非常に難しいというお話でした。

町長が繰り返し申し上げておりますように、町としてなかなか打つ手がない中で、議員が提案をされてますように、条例化というお話がありました。

ただし、埼玉県の所沢市の事例は全国で2番目の例のようです。北海道の何とか市というところが一番目のようですが、所沢市の条例につきましても、建築主事を置く政令市ではありません

ので、条例の中身をごらんいただきましたらわかりますように、いろいろな注意をしたり、指導をして勧告をすると。それに従わなかったら所有者の名称とか、あるいは市が指導した内容を公表するところまでで、それ以上の権限、能力、権限と言いますか、権能はないという条例でありますので、そういった条例よりも、町長が申し上げておりますのは、都道府県知事、もしくは政令指定市のように、最後の撤去までできる強い権限を持っている都道府県知事、京都府と相談をした方が、より実効がある対策がとれるのではないかという思いから町長が答えさせていただいております。

特にこの冬は雪が殊のほか多かったこともありまして、雪の重みで家が倒れそうだという相談は何件もありました。それから、今年の町政懇談会の中でも、廃屋があつて困っているというお話がありました。

この間、町としても、全然手をこまねているわけじゃなくて、京都府とも相談をしたり、あるいは顧問弁護士とも相談をする中で、なかなか妙案がないという状態で、ただ、問題意識としては、京都の北部でもそうですし、全国的にもこの問題は将来的に大きな問題になるという、そういう問題意識は持っておりますので、町長がお答えさせていただきましたように、今後の社会情勢の変化といいますか、状況の変化も注視しながら、町としてできる方策を考えていきたいというのが現在の町の考え方でございます。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁をいただいたわけですが、町としてできる方策が、京都府との連携による強制撤去みたいなお話があるわけですが、こうやって空き家がふえていくというか、非常に町も活性化がなくなって寂しくなる。こういった観点から、やっぱり空き家の有効活用でありますとか、このあたりを私も今回質問させていただいたわけですが。

ですから、撤去できないので、撤去するのは京都府にという極論みたいな感じではなくて、そういった廃屋とかそういうのを少しでも食いとめると言うたら変ですけれども、そういう再利用でありますとか、こういったあたりに関係して、今のこの条例でありますとか、それには、まず実態把握という形で、この実態把握などを行っていただきたいというふうに申し上げておるわけでございます。

それから、なかなか実態調査も町では難しいというお話がありましたけれども、これ、長野県の本曾町なんですけれども、国の緊急雇用創出事業交付金を活用しまして2名雇われて、これもまた地域の方と連携をとりながら、非常に地道な作業で意向調査なども行っております。

まず、こういった現状を把握するというのが私は非常に大事ではないかなというふうに思っております。町長の答弁では、大変だし、個人のプライバシーとかいろいろとありましたが、このあたりは、別にプライバシーとか問題ないのではないかなと思っているわけですが、このあたり、再度ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろと考えられる問題点、この中では申し上げておりませんが、やはり独居老人の方のところへ訪ねる、あるいはその方をお願いをしていくという場合でも、いろいろと配慮しなければならぬたくさんな問題がございます。

例えば、地域で、その独居老人の方のあれをしようというんであっても、その方が助けてくれ

と、そういう場合には手助けしてほしいという、そういう思いがないとそれができかねる、そういう状況でもありますので、それらを勘案して考えますと、相当な作業になるのではないかなというふうに思っております。

ただ、こういう空き家がありますと、そして、それについてはこうこうこんな中身です、それについて借りたい、あるいはこういう土地をあれな人は問い合わせをしてくださいという、そういう情報交換のできるような、それは自分の意思でするわけですから、そういうものを取りまとめるような、さっき言いました、いい田舎暮らしみたいな、ああいうサイトででもお知らせできるような、そういうものができれば、これは民民の話ですので、そこでいろいろな話を取り次いで、お互いにしていただけるような、そういうものができれば非常にいいことかなと思っております。

せんだっても、新しく農業をしたい方が家を求められているか、そういう住む家を探しておられる場合でも、その地域が一生懸命探されて、結局、落ちついていただけただけということがあるんですけども、そういう空き家情報みたいなものがいろいろとあれば、与謝野町へ出てきて農業をやってみたいとか、何かしてみたいと思う人に対してのそういうあっせんが、あっせんといえますか、情報提供ができるのではないかなというふうに思いますし、その辺で、あっせん料だ何だということになってくると、またこれ問題が出るのかなと思いますし、そういう情報を提供するという、そういうサイトを開くようなことは、今後考えてもいいのではないかなというふうに思いますが、それを、じゃあ実際どうするかということについては、やはりいろいろな検討が必要ではないかなと。自主的なそういう動きをぜひ待ちたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 浪江議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

3時55分まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時42分）

（再開 午後 3時55分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、浪江郁雄議員の一般質問を続行します。

浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、少し何かこうじっくりこないんですけども、いろいろとご答弁いただきまして、私もいろいろとお話をさせてもらったわけですが、いろいろと空き家とか廃家ですね、こういったことが非常に大きな問題であるというあたりの認識は一致しているというふうに思っているわけです。

そこで、町長の答弁ですと、私も一回目で言いましたが、なかなか行政としても打つ手がないと。それで、最終的な、この危険な倒壊寸前のような建物の撤去に関しては、京都府と連携をとって撤去をするのが今の町の考えというふうに、今答弁を聞いて理解したわけですが。

私は、いきなり、その間ですね、今非常に問題になっている、そして、撤去はまた撤去で京都府の方というのは理解いたしました。私も、この質問の中で公費を使ってとか、寄贈を受けてとかいろいろ申しましたけれども、これは考えていないということで、私も理解をいたしまして、ただ、この大きな問題でありますこういった空き家の問題ですね、じゃあこれをどうしていくのだという、このあたりの考えを、打つ手がないで終わるのか、いやいや、これを少しでも減らしていく、例えば、いろいろと申しました、空き家バンクでありますとか、条例で行政的な指導が強化できるとか、こういったあたりを何回も提案させてもらっておるわけですが、このあたり、

再度、その道中、問題になっている、じゃあどうするんだという、このあたりを再度お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 住民の方からいろいろ情報をいただく中で、町は、そうですか、つぶれそうなんですかで終わっているわけではなくて、やはりその間に、地域の方とも、また、そのご本人の方とも話をする、そうした間に立って、できるだけ理解していただくような形で進めておりますけれども、その結果、やっぱりそういう方策をとらざるを得ないということもありますけれども、それはその問題としてですが、こうして空き家がふえていくということについては、これは、これとてもなかなか町が中へ入って、どうしてほしい、こうしてほしい、どうしなさいということとはなかなかできない。やはり持っている方の意思というものが、その方の意思が、周りの方に迷惑をかけることであっても、その方の意思というのは、これはもう悲しいかな尊重されなければなりませんし、その方を含む家族やそういう人たちの意見というのももちろんあるでしょうし、個々の対応については非常に難しい点があるということもご理解がいただけたらなと思います。

先ほども申しあげましたように、そうした空き家を有効に活用したいんだという思いの人がある、そうしたものを集約して、発信していくような、そういったものを、今度は町のサイトの中にも自由にそういうものができるようなサイトをつくっていただくこともできますので、やっぱり住民の方の中で、そうした情報を発信していくような機会をつくっていただくような形がいいのではないかなというふうに思っております。

そういう方法については、どういう方法がいいのか、また内部でも相談するなり、前は、商工会あたりがしようというような意思も持ってられたようなことがありましたので、やはり町内のいろいろな団体とも協議する中で、空き家対策も一つの産業振興条例といいますか、中小企業条例の中の考え方の一つとして位置づけることも大事ななと思いますので、土地や建物を有効に使うという意味では、そうした知恵をもう少し内部でも固めていきたいなというふうに思っております。

お答えにならなかったかもわかりませんが、何にもせずにとということではなしに、やはりそうしたことについても、町も積極的にということにならないかもわかりませんが、やはりそうした打開すべく方策も知恵を出して考えていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） やっぱりいろいろとほかの自治体などでは積極的にそうやって対策に乗り出されておりますので、当町としても、今後ますますこういった問題が大きくなるであろうと思われま

すので、しっかりそのあたりも対応していただきたいなというふうに思っております。

以上で終わります。

議 長（井田義之） これをもって、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

スムーズな議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

次回は、あす日3月10日、午前9時30分から一般質問を行います。

大変お疲れさんですが、本日はこれで終わります。

ご苦労さんでした。

(散会 午後 4時02分)